第114回 佐用町議会[定例]会議録 (第3日)

令和5年12月12日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大	村		隼	2番	森	脇	裕	和
	3番	幸	田	勝	治	4番	高	見	寛	治
	5番	大	内	将	広	6番	金	澤	孝	良
	7番	児	玉	雅	善善	8番	加	古	原瑞	樹
	9番	千	種	和	英	10番	廣	利	<u> </u>	志
	11番	岡	本	義	次	12番	Щ	本	幹	雄
	13番	平	岡き	ぬ	Ž.	14番	小	林	裕	和
欠席議員										
(名)										
遅刻議員 (名)										
早退議員 (1名)	1番	大	村		隼					
		※ 1	6時30分	アからム	早退					

事務局出席	議会事務局長	東口和弘	書記	垣 内 克 巳
職員職氏名	書記	大 西 由 佳		
	町 長	庵 逧 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大 下 順 世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
説明のため出席	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山崎二郎
した者の職氏名	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
(20名)	建設課長	笹 谷 一 博	上下水道課長	古 市 宏 和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠 席 者				
(名)				
遅 刻 者				
46.3				
(名)				
早 退 者				
(名)				
議事日程	另	J 紙 (か と :	おり

【本日の会議に付した案件】

日程第1.一般質問

午前10時00分 開議

議長(小林裕和君) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様は、昨日に引き続き、ご出席を賜り、御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。

日程第1.一般質問

議長(小林裕和君) 日程第1は、昨日に続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名いたします。

まず、初めに、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番(児玉雅善君) 7番議席、日本共産党の児玉雅善です。

今回は、給食費の無償化を求める。そして、もう1点、公共施設の町民利用は無料にという2つのテーマで質問させていただきます。

まず、この場では、給食費の無償化を求めるについて、質問させていただきます。

学校給食は、子供たちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は社会全体が取り組むべき課題です。給食費の無償化は、この課題解決の一環であり、重要な政策だと思います。

本町では、既に、半額助成となり、さらに地産地消を進める観点から、材料費として一食当たり 90 円の助成をされていることは評価します。しかし、給食を通じて食育を学び、社会性を育む機会が得られるというように、学校給食が子供の心身の健康や人間形成に与える計り知れない影響を考えると、さらに進めて給食費の無償化を図るべきであると考えます。

本年3月に政府も小中学校の給食費無償化のたたき台を盛り込むことを決定し、具体的な議論を始めています。今後、各自治体においても無償化の動きが大きくなることが予想されます。県下においても、既に、加西市、相生市、香美町、新温泉町が無償化を実施しています。また、鳥取県では、智頭町、若狭町、日野町、大山町、江府町が、岡山県では備前市、総社市、奈義町が実施して新見市が検討中と聞いています。

そこで、お伺いします。

給食費を無償化するには、幾らくらいの予算が必要か。

財源として、現在はふるさと応援寄付金が充てられているが、国県の特別交付金等を活用できないか。

無償化すると、給食費徴収に係る教職員の負担軽減、保護者の負担軽減、また、徴収費用がなくなる。子育て支援にもなり、少子化対策にもなります。給食費無償化に取り組む考えはないか、ご見解をお願いいたします。

残りの再質問については、所定の席からさせていただきます。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) 改めて、おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願い申し 上げます。

それでは、児玉議員からの質問にお答えをさせていただきます。学校給食についてのご質問でありますが、まず、学校給食は、学校給食法に基づいて実施しており、同法第 11 条には費用の負担区分が定められております。内容は、施設・設備及び運営経費である人件費は設置者である町が負担し、それ以外の経費である食材費は、保護者の負担とすることが規定されているわけであります。しかし、佐用町では子育て支援策の一環として、給食費の半額を補助しているところでございます。

佐用町においては、給食1食当たりの食材費が、小学校が250円、中学校が280円で、その半額を補助しております。その補助額は、令和4年度決算では、幼稚園を含めて合計で2,152万3,400円となっております。仮に、全額を無償化するのであれば、当然、その倍額、約4,300万円が必要となるわけであります。

なお、佐用町では、半額補助とは別に、地産地消・質的向上事業として、1食当たり60円の補助を行い、地域の産物の積極的な活用と、免疫力向上を目指した質の高い給食づくりにも取り組んでおり、補助額は1,157万円となっております。また、昨今の物価高騰対策として、昨年度は一食当たり35円、本年度は30円の上乗せ補助で、578万円の補助額となっております。これらを含め、完全無償化した場合の食材費総額は、令和5年度予算ベースで約6,020万円というふうな計算となります。

次に、財源についてのご質問でございますが、財源については、一応、財源の便宜上分けておりますが、これを、ふるさと応援寄附金と、国の地方創生臨時交付金を充てているという形になっております。

ふるさと応援寄附金は、令和4年度決算では2,065万9,000円を充当しております。臨時交付金は、本年度は203万5,000円を予算化しております。この他に、本年度は県の学校給食県産食材供給拡大事業を活用して、アドバイザーによる地元食材の納入拡大への取組と、県産食材の使用に当たり県が価格の一部を負担する事業も導入し、安全で質の高い給食を、安定的に供給できるよう取り組んでいるところでございます。

最後に、無償化は教職員・保護者の負担軽減にもつながるのでは。また、子育て支援、 少子化対策になるのではないかというご質問にお答えをさせていただきますが、給食費の 徴収に当たって、教職員の負担ということでの、以前では、学校で集金を行っております が、現在は、給食センターにおいて口座振替による徴収を行っておりますので、教職員の 徴収の負担及び保護者の集金への負担というものはなくなっております。

給食費の無償化については、これまでの一般質問でもお答えをしてきましたように、当然、負担が軽減することは保護者にとって喜ばれることではございますが、町といたしましては、先ほど申し上げたように地産地消・質的向上事業や物価高騰対策事業、また、給食だけでなくて、副教材費相当額の子育て支援券や中学校自転車購入補助、学童保育の第2子以降無償化など、それぞれ支援が必要な方へ手が届く独自の事業を、総合的な見地から展開をしているところであります。

児玉議員ご案内のとおり、本年6月に、こども未来戦略方針が閣議決定され、その中で、 学校給食費の無償化に向けて、自治体の実態調査を実施することが盛り込まれるなど、国 の動きも、また、具体化してきております。

今後、こうした国の動向を注視する必要がございますが、現在のところ、町といたしま しては、現状の支援対策を継続して行きたいというふうに考えております。

特に、そうした国の動き、こども未来戦略方針の中でも、教育費の無償化とか、また、それにかかる学校給食の無償化、こういう問題について、これまで、各自治体が、それぞれ独自の政策として、取り組んできているわけでありますけれども、やはり、町、市によって、大きく、こういう内容が違うというのは、非常にお互い、全ての国民、子供たちにとって、非常に不公平な状態にあるのではないかと思います。やはり、町自治体が負担を一部するとしても、やっぱり国が、1つの方針の中で、国全体を統一して、これを行うべきだというふうに考えておりますし、国も、そういう方向に、今、動いているのではないかというふうに思っておりますので、町といたしましては、そういうところを、しっかりと見ながら、現在のところでは、申し上げましたように、この政策、今の状況を、政策を続けていきたいということを考えておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長(小林裕和君) 児玉議員。

7番(児玉雅善君) はい、ありがとうございます。

まず、再質問に入る前に、ちょっと、通告のほうの内容に、少し訂正があります。岡山県の実施状況について、通告提出後なんですけれども、岡山県の教育委員会に確認したところ、無償化を実施しているのは、総社市、瀬戸内市、早島町、新庄村の3市1町1村で、新見市と奈義町は検討中との回答をいただいておりますので、そのように訂正させていただきます。

そして、再質問ですが、11月21日の朝日新聞に、「学校給食、国が一律で無償化を」と題する東京大学の山口慎太郎教授へのインタビュー記事が掲載されています。その中で、子供の健全な発達を支え、子供がよりよい人生を送れるよう予算を確保するべきで、給食は子供の栄養状態の改善や学校の成績の向上によい影響を及ぼすことは明らかになっている。給食のように、極めて基本的な子供の福祉に寄与するものは国が一律に負担するのがよいと思う。児童手当の支給対象を拡大する話もありますが、給食無償化の原資にするとよいと思う。児童手当と違って、給食費の無償化はお金が全て間違いなく子供のために使われる。

また、2016年の政府の経済財政諮問会議では、全国の公立小中学校の給食費の無償化のためには、年間 5,120 億円が必要と試算されています。一方、児童手当の拡充は国の試算で所得制限の撤廃、対象の拡大、多子世帯への増額で1兆 2,000 億円が必要とされています。子供に対する教育投資は費用効果が高く、最終的には全ての子供たちの教育無償化まで実現するべきことと述べられています。

また、児童手当を削らなくとも、114.4 兆円の国家予算のうち、10.2 兆円もの巨額を費やしていく軍事費を削るべきです。

先日、事故を起こし、機体に問題があると認め、全世界で飛行中止となっているオスプレイ。また、基地への攻撃に備えて進んでいる自衛隊基地の強化工事や辺野古での米軍基地建設などをやめれば、十分な資金ができます。

そこで、お伺いします。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、国も少子化対策の一環として給食の無償化

に触れ、実態調査を始めているとのことです。そこで、この調査の内容と、その後のタイムテーブルはどうなっているのか、分かれば、お答え願います。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) そうした調査が教育委員会のほうに来ているかどうか、また、教育委員会のほうから答弁させますけれども、私も先ほど、最初の答弁の中でも、申し上げましたように、こうした教育費、給食も含めた、そうした子供たちの子育てについて、これまで、人口減少していく中で、各自治体が人口を増やす、また、子供たちを増やす、人の取り合い、そういうことの政策として、いろいろと自治体独自がやってきておりますけども、やはり国として、しっかりと、国民全体に行き渡るように、同じように、公平に、平等に、こういう問題については、やっぱり取り組むべきだと、以前から思っておりましたし、国もやはり、そうした方向にある。

ただ、児玉議員、今、言われた、朝日新聞の報道の中で、そういう児童手当とか、そういうものも同じですから、財源の中で、全て、それもし、あれもやりということでは、国としても、これから財政的にも、当然、限界があるわけでありまして、まず、優先すべきは、しっかりと、子供たちの教育、子育てに行き渡るように、こうした給食費なんかについては、国がしっかりと見る。それに対して、自治体も応分の、当然、それぞれが負担をしていくということ、これもあっていけないということではない。必要なのであれば、私たちは、できるだけのことはしないといけないと思っております。

ただ、その国防費とか、そういうものまで絡めて一体的にそれをどうだと言われると、 その部分については、その報道については、それは、いろいろな、やっぱり考え方の違い があるとは思います。

おおむね、そういう、今、言われた方向というのは、私も考えているところであります。 それでは、教育委員会のほうから、それ。

〔教育課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) 実態調査でございますが、給食センターのほうへ調査があろうかと 思うんですけども、私のほうでは、その内容、また、今後のスケジュール等については、 申し訳ございませんけれども認識しておりませんので、後日、確認をさせていただいて、 ご報告をさせていただきたいと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長(小林裕和君) 児玉議員。

7番(児玉雅善君) 本当に、教育の問題、憲法で義務教育は無償と定められています。 本当に、全国が一律で平等にするのが本来の姿なので、国が本当に真剣に取り組むべき問題ではあります。それは、おっしゃるとおりなんです。

それで、昨年、12月3日に、新聞赤旗が期限を定めず無償化している市町村が256と報

道しました。以後、無償化が進み、実施市町村のない5県に入っていた福岡県では、現在4市8町1村の13市町村が無料化を実施しているように、県内でも、また、岡山や鳥取でも今年度に無料化が進んでいます。

本町でも少子化対策、子育て支援、移住の促進、空き家対策にもつながる学校給食費の 無償化を国がやるのが原則ではあるんですけれども、一歩進んで、先んじて図るべきと考 えています。再度、見解をお願いいたします。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長 (庵逧典章君) 再度と言って、再度同じことを言わざるを得んのですけども、全国 200 何ぼとか、次々と、そういうお互い、同じ、特に近隣市町村が行うと、どうしてもやは り、それに習ってやっていかないと、隣の町、隣の市に負けてしまうというような思いも あると思うんですね。

ただ、全国の 1,800 ある市町村の中で、まだ、できていないところ、やっていないところもたくさんあるわけです。ですから、先んじてと言われますが、先んじてやっていることも、佐用町としては、それぞれあります。ほかの町にないこともやっております。これは、やはり、町の政策としてバランスの取れた形で、ほかの他の町にもないことも含めて、また、やっていることにも習って、いろいろと考えて取り組んでおりますので、特に、私は、給食においても、ただ単に、子供たちに、お昼の食事、給食を供給するだけの問題ではなくって、町がやっぱり、考えて、その中に取り組んでいる子供たちの免疫力ですね、今、このコロナの問題とか、また、インフルエンザの問題、予防接種とか、そういうことも必要かもしれませんけれども、やはり何と言っても、一番大事なのは、一人一人が持つ体の免疫力をしっかりと高めていく体をつくると、元気な体をつくるということなんですね。だから、そういうことにも取り組んでいるかどうかということも、やっぱり見ていかないといかん。

そのために、町としては、そうした食材費の中の給食の中身も、しっかりと、そういうことが、栄養士として考えて給食をつくっていただけるように、町独自に、こういう取組をしております。こういうことをやっているとこは、あまりないと思うんですよね。そのへんも見ていただいて、当分の間、私は、今のしっかりと、こういう町としての政策を継続していきたいということでご理解いただきたいと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長(小林裕和君) 児玉議員。

7番(児玉雅善君) ありがとうございます。

確かに、兵庫県内でも、その点では、確かに進んでいる面もあるかと思います。

しかし、本町の場合、先日いただいた資料によりますと、小学校、中学校の在籍者数は、小学校 576 人、中学生 294 人の合計 870 人で、平成 25 年の 1,276 人と比べますと 68.1% と激減しています。幼稚園も含めた給食費も平成 25 年 6,317 万円に対して、令和 5 年は予算額で 4,285 万 3,800 円となっています。平成 27 年から半額助成されていますので、保育園を含めても、残り約 3,000 万円ほどで学校給食費無償化実現できるわけですから、何とか、さらに前進していただけるようお願いいたしまして、この質問は終わらせていただき

ます。

次に、2つ目の質問、公共施設の町民利用は無料にというテーマでの質問に移らせていただきます。

町内には、いろいろな文化団体、スポーツ団体、趣味の団体、また、ボランティアの団体などがあり、それぞれ活発に活動されて成果を上げられています。それらの団体の多くが練習や会合などに会館や体育館、グラウンドなどの公共施設を利用されています。

私事にはなりますが、宍粟勤労者音楽協議会、いわゆる労音に所属し、運営委員として活動しています。その中で、合唱団の練習や会議などで山崎文化会館などをよく利用しています。そういった運営をする上で、会館等の利用料の負担がかなり大きいのが現状です。

町内の各団体も高齢化などで、所属する会員数も減り利用料の負担が重くなっているのが現状だろうと思います。

そこで、お伺いします。

町内の公共施設の数は幾らぐらいあるのか。

次に、公共施設の利用料の合計は幾らか。

3番目に、利用者の町民と他市町の住民との比率はどうなっていますか。

4番、一部の施設では、登録された団体の使用に際しては、全額もしくは半額の減免措置があるようです。減免されている団体は幾らくらいありますか。

そしてまた、全額と半額の減免の基準はどうなっているのでしょうか。

6番目、町民、町民主体の団体が使用する場合は無料とするべきと思いますが、見解を お聞かせください。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、児玉議員からの2つ目のご質問であります公共施設の町 民利用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご存じのように、行政は、住民の福祉の増進のため、様々な公共施設を建設し、また、運営をしております。

道路や上下水道のように住民が必然的に使用する施設、同じ施設であっても住民自らのライフスタイルの充実のために、よりよい生活を求めて個人的なニーズや嗜好によって使用する場合、及び町実施の事務事業の目的達成のために協力をいただいている団体、並びに町が支援している団体が使用する場合など、使用目的や必要性が異なっております。

また、少子高齢化、人口減少を見据えて、公共施設を利用する町民と利用しない町民との税負担の公平性を保つとともに、施設が老朽化し、その維持管理費、更新費用が必要となる中で、現在の住民が応分の負担をすることで、将来の住民負担を減らしていくということが必要であるというふうに、基本的には考えております。

また、使用料については、民間が運営する施設でありましたら、当然、利益を、やっぱり生み出すための市場価格や需要と供給のバランスに応じた設定で、一般的には公共施設よりかは割高になっているというふうに思いますけれども、公共施設につきましては、より多くの住民の方に、何度も利用していただくことが目的でありますので、当初よりできるだけ安価な使用料に設定をさせていただいております。

1点目の町内の公共施設の数は幾らかと、2点目の公共施設の利用料の合計について、 併せてお答えをさせていただきます。

会館等の施設の範囲につきましては、図書館のように法律で無料となる施設、使用料の

定めがない施設等を除きまして、一般的に住民の方が利用できる施設といたしましては、 約57施設で、利用料合計額は4年度実績で約793万円となっております。

次に3点目の利用者の町民と他市町の住民との比率はどうなっているのかということについて、お答えをさせていただきます。

施設の利用者ですが、使用申込み申請書の内容等から人数を集計して算出をしております。実態まで把握することは困難ですが、結果といたしまして、利用者数、町内が約 13 万 6,000 人、町外が約 1 万 1,000 人で、町内の比率については 90%以上、92%で、他市町の利用というのは 8% というふうに計算をしております。

次に4点目の一部の施設では、登録された団体の使用に際しましては、全額もしくは半額の減免措置があるようであるが、減免されている団体は幾らあるのかということについて、お答えをさせていただきます。

会館等の使用料の減免を受けた団体のために登録制の要綱を定め、非営利目的や代表者及び会員の2分の1以上が町内に居住もしくは勤務又は通学等の条件で、現在、378 団体ございます。内訳といたしましては、全額の免除団体が 64 団体。半額免除が 314 団体でございます。

次に、5点目の全額と半額の減免の基準はどうなっているかということについて、お答えをさせていただきます。

要綱に基づき、減免団体として登録された団体は、基本的に半額の減免となっておりますが、特に少子化対策、青少年の健全育成及びボランティア活動の推進を図るため全額免除ができる配慮をしております。

その他といたしましては、町や町の機関が主催又は共催、法令及び条例に基づく行政委員会又は付属機関、町で加盟する組合又は協議会、地域づくり協議会が使用する場合は全額の免除となっております。

また、町が直接補助金を交付している諸団体にも、これを適用いたしております。

次に、6点目の町民、町民主体の団体が使用する場合は無料とすべきと思うが。その見解はということの質問について、お答えをさせていただきます。

本町の公共施設の保有数は、人口や財政規模、他市町と比較しても非常に多く、厳しい 財政状況の中で適正な維持管理が、今後とも必要となります。

使用料は、公共施設などの利用者、いわゆる受益者に、その利用の対価として負担をしていただいているものであり、利用者から見れば、当然、無料であったり、安価であればあるほどいいわけでありますが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は、当然、町費、税で賄うことになり、それは、町民全体で負担をしていただくという形になるわけであります。

冒頭において申し上げましたが、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を、ある程度確保するために、利用者に応分の負担を求めることは必要ではないかというふうに考えて、こうした形での運用を、今後とも図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。以上です。

議長(小林裕和君) 傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、 静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願いをします。

〔児玉君 挙手〕

議長(小林裕和君) はい、児玉議員、再質問。児玉議員。

7番(児玉雅善君) プロ野球の中で活躍している小深田選手や福井投手をはじめ、各地 の有名校に有望な選手を輩出している佐用スターズをはじめ、今年も全国大会などで活躍 したスポーツ選手の多くが佐用町内の各施設で練習などで利用して育っています。

また、文化祭や郡展などを見ても、絵画や陶芸、書、工芸、俳句や短歌、写真など、すばらしい作品が出店されています。

芸能部門でもコーラスや扇舞、ダンスや邦楽、また、ブラスバンドなどの日頃の練習の 成果を見事に発揮されています。こういった文化の振興にも大変寄与するものであります。

この皆さんの練習や制作に町内の公共施設が利用されていると思いますが、こういった 活動は高齢者のボケ防止や健康の増進、仲間づくりや孤独化の防止につながり、町民の皆 さんの長寿化にもつながります。

こういった観点からも公共施設の町民の利用は無料に、できる限りするべきと思います。 こういった、無料化ないし負担の軽減になるよう、さらに施策を進めていただきますよ うお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(小林裕和君) 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、1番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

[1番 大村 隼君 登壇]

1番(大村 隼君) 1番議席、大村 隼です。

本日は、森林の仕事に携わる人を増やすためにという質問をさせていただきます。

佐用町には、佐用町森林ビジョンがあります。今回は、森林ビジョンをもとに、特に森林の仕事に携わる人を増やすために、どのような政策を持ち、どのような施策を実施しているのかということに関して、特に質問させていただきたいと思います。

森林ビジョンでは、3つの重点理念と1つの目標があります。

1、災害に強い森づくり。2、木づかいと交流の街づくり。3、森・街・未来をつなぐ人づくり。

目標としては、利益や恩恵が所有者や住民に「還る森」へ。

町には、ビジョンを実現するため事業を行う上で、人が足りていないという大きな課題があると思います。

その課題を解決することが、町の森林の未来につながっていくと考えます。

その中で伺っていきたいと思います。

- 1、携わる人を増やしていくための方針を、お伺いさせていただきます。
- 2、町として、新しく森林の仕事に携わりたいという方に向けて、実施しているような施策、そして、事業はありますか。

また、森林環境整備の仕事の魅力や重要性を伝えるための広報活動は、どのように行われていますか。

3、森林ビジョンには、複業林業モデルの体現という文言も書かれています。

森林の仕事は多岐に渡ります。木を切って販売する林業も1つですけれども、森林の中でのセラピーや体験・エコツーリズムなどの観光、そして、自然に生きる野生生物や生態系に関連する教育産業などなど、様々なものがあります。ただ、それらの多くがその仕事のみ、1つで生活を賄うほど稼ぐのは難しいという現状もあります。

複業林業モデルの体現の施策についてお伺いいたします。どのような事業をもって、施 策を実現していこうとお考えなのでしょうか。また、今後についてもお伺いいたします。 例えば、林業分野での地域おこし協力隊に、先ほど言ったようなセラピーとか、そういったような、上記のような仕事に挑戦してもらうというようなことを考えておられますでしょうか。

4、今後、ドローンやICTを活用した林業など、これまでなかったような方法の林業に対応することで、今まで参加していなかった人たちが、参加するようになるような可能性もあるのではないかと思います。今後、そういった新しい林業を、そういったものを推進するようなお考えはありますでしょうか。また、そういったことに使えるような施策、そして事業について、現在の対応、今後についてもお伺いしたいと思います。

以上、質問させていただきます。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、大村議員からの森林の仕事に携わる人を増やすためにというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、大村議員に対しましては、先の9月定例議会での一般質問において、森林ビジョンの策定の経緯について述べさせていただいたところでありますが、町域の8割以上を占める町内山林は、過去に度重なる豪雨や強風により、多大の被害を受けてきました。

また、林業という産業が、現在、経済的に成立しにくい時代になってしまいましたので、 個人において、林業に従事する方が、ほとんどなくなったことにより、放置された森林の 荒廃が進んでいるのが現状でございます。

そのため、町といたしましては、森林を「町民」ひいては「国民」共有の財産として、災害に強く、水源涵養や土砂流出防止、温室効果ガスの吸収源等、森林が本来有している多面的機能を発揮できる森林にしていくために、その羅針盤として、佐用町森林ビジョンを策定し、森づくり基本条例を制定したところでございます。

大村議員のご発言で「ビジョンを実現するため事業を行う上で、人が足りていないという大きな課題があります」とのことでございますが、全く、そのとおりでございます。

議員がおっしゃられるとおり、森林ビジョンに掲げる事業を全て実施するためには、現在、町内で林業に携わっていただいている方たちだけでは、到底、実現することはできません。現在の森林施業は搬出間伐が中心であり、町内では、ここのところ年間約 200 へクタールの施業を行っておりますが、この事業量ですら、町外から労働力を確保しなければ、事業を遂行できないのが現実でございます。

そこで、1点目のご質問であります携わる人を増やしていくための方針とのことでございますが、佐用郡森林組合でも、そうした職員の募集をしておりますけれども、なかなか、林業に従事しようとされる方が現れてきません。一方で、携わる人が増えるということは、当然、それらの方の仕事もつくらなければならないわけであります。もちろん、携わる方が、ご自身で現場をつくり、施業を行っていただければ、それが理想ではございますが、現在の木材価格では、補助金がないと、そうした事業は成り立ちません。その補助制度上、林班と言いますが、一定のエリア内で一定要件以上の施業を集約して行わなければ、補助金のその対象とはならないわけであります。補助金を得るためには、森林組合などの林業事業体が策定しております森林経営計画というエリアごとの5か年計画に基づいて、施業を行う必要がございます。現在では、その森林経営計画に基づく施業に見合った労働力を何とか確保している状況でございますが、逆に、労働力が過剰になると、それだけの仕事量を確保しなければならなくなります。森林経営計画を策定するためには、林班というエ

リア内の森林所有者から作業を受託する必要があり、たくさんおられる森林所有者から作業委託契約をいただこうとすれば、これも相当の期間も要しますので、施業の現場をつくることも、そう容易いことではございません。そのため、確保できる労働力に見合った現場をつくるという、需要と供給のバランスを取って、森林整備を推進している状況でございます。

また、現在の補助事業で対象となる施業は、先ほど申し上げました人工林の搬出間伐でありまして、老朽化した広葉樹林や里山の整備は対象にはなっておりません。そのため、国に対して、広葉樹林をはじめとする森林環境保全のための事業について、補助制度の創設を要望しているところでありますが、佐用町においては先行して、高齢化した森林の再生のための施業として、早生樹施業を模索しているところであります。この事業が実現できるとなれば、当然ながら、林業従事者を増やしていく必要がございますので、まずは、事業として成り立つ仕事をつくることから始めてまいりたいというふうに考えております。次に、2点目の新しく森林の仕事に携わりたいという方に向けて実施している施策・事業はありますか。また、森林環境整備の仕事の魅力や重要性を伝えるための広報活動はどのように行われているかとのご質問にお答えをさせていただきます。

新たに森林の仕事に携わりたいという定義が、これはなかなか、きちっと定義することができない、曖昧なものなので、明確な答弁にはならないかもしれませんが、林業に従事したいという方に対しましては、森林組合をはじめ、林業事業体をご紹介することはできますが、残念ながら、そのようなご相談は、現在は、皆無でございます。法人や団体から、林業事業体として佐用町内で森林整備事業を行いたいという方もおられませんし、逆に、自伐型林業を行われている方、少数ではありますが、そういう方については、相談に来られるまでもなく、既に、自身で、そういう林業を実施されております。

また、職業としてではなく、地域の森林を整備したいなどの森林ボランティア的なご相談に対しては、森林山村多面的機能発揮対策事業や住民参画型里山整備事業をご紹介をさせていただいておりまして、これは現在でも7組織が約33~クタールにわたって活動をしていただいているところでございます。

森林整備事業の仕事の魅力や重要性を伝えるための広報活動につきましては、森林ビジョンの策定や森づくり基本条例の制定で活字的に啓発をさせていただいておりまして、さらに佐用チャンネルや YouTube で、それらを視覚的にも啓発をさせていただいているところでございます。

次に、3点目のご質問でございますが、複業林業モデルの体現の施策についてでありますが、森林セラピーやエコツーリズムなどの森林にかかわるソフト的な仕事は、議員のおっしゃるとおり、その仕事だけで生活を賄うのは難しいというふうに考えます。もちろん、その仕事だけで十分な収入を得られる方も、全国的にはいらっしゃるのかもしれませんが、そのような方は、相当経験を積まれ、知識や技術を身に着けておられますし、そのような仕事をする場所としては、地理や景観、天然記念物等の特徴的な条件がなければ、集客は、なかなかできないというふうに思います。

一方で、普段、山に入ることのない方にも、山に入っていただき、その魅力や環境保全を感じていただくための教育的な機会は、これは必要であるというふうに考えております。 佐用町で専業的に行うのは難しいと思われますので、主たる林業に従事される方に、副業的に、このようなソフト事業も展開をしていただければというふうに、期待をしているところであります。

なお、林業分野での地域おこし協力隊に挑戦してもらえばとのことでございますが、もちろん、隊員からそのような提案があれば、隊員にも、そうした働きかけもして、支援をしたいというふうに思いますが、せっかく、佐用町に来ていただけるのであれば、やはり、

林業の後継者となり得る人材の確保が先決であるというふうに考えております。

また、隊員の期間中の収入は、当然、担保はされているわけでありますが、卒業後に専業でやっていけるかというと、先ほど申し上げましたとおり、厳しいのが現実でございますので、あくまでも、副業的に考えていかなければならないかと思います。

また、ビジョンでいう複業とは、ソフト事業だけでなく、現在の主たる施業であるスギ・ヒノキ等の人工林施業に加えて、広葉樹の活路の開拓であったり、ミツマタやクロモジなど特用林産物の生産であったり、新たな産業や製品の開発を期待するものでございます。

最後に、4点目のドローンや ICT を活用した林業についてでございますが、林業分野においてもスマート化が進んでおりますが、その1つとして、佐用町の森林 ICT には、航空レーザー測量の成果として、地形だけではなくて、そこに植わっている材積、それぞれの樹種の分布等までデータを整備し、GIS で、これを管理しております。林業現場においても、林業機械の ICT 化が進んでおりまして、原木市場では自動選別機等 ICT 機器が導入されておりますけれども、町内には、そうした施設というのはございません。

ドローンにつきましては、町内のドローン会社とともに苗木や獣害柵等の資材の運搬に活用できるか、また、運搬以外で有効な活路はないかということを、実証実験に着手をしているところでございます。

林業のスマート化は、従事者の安全確保や省力化に高い効果が見込めますので、その点について、今後とも、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) はい、大村議員。

1番(大村 隼君) はい、ありがとうございます。回答いただきまして。

まず、ちょっと、この後の再質問を進めて行く上で、最初に少し確認させていただきたいんですけれども、佐用町の森林の現状を見ても、そして、森林ビジョンにも書いてありますけれども、今、大分、今後、どうしていくかの中で、ちょっと、読ませていただきますと、森林ビジョンの2章の2節のところに、佐用町の森林の現状について書かれています。

「本町の総面積は3万744~クタール、森林面積は2万4,861~クタールで、総面積の約81%を森林が占め、自然に恵まれた土地を有しています。また、森林面積のうち、民有森林面積は2万4,711~クタールであり、民有林のうち約半分を占める人工林は9齢級以上のものが6割以上を占め、本格的な利用が可能な高齢級の森林を有効に活用するための施業を行う必要がある状況です。残り半分の天然林(天然生林)に関しては住宅地や農地に近く、支障木の除去等里山整備の必要性が高い森林が多い現況にあります」というふうな部分が書いてあるんですけれども、その中で、やっぱり9齢級以上というような話が出ています。これが9齢級というのが、どれぐらいなのかと言うと、41年生以上ということになります。ざっと言うと、植わってから41年ということだと思いますけれども、その中で、具体的な作業で言いますと、現実的には、やっぱり更新という時期に来ているのではないかなというふうに思います。それは、防災面とか考えてもそうだと思うんですけれども。

それで、今後的に、具体的な作業としては、やっぱり更新を主に進めて行きたいというようなお考えなんでしょうか。これは、まず最初にお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 戦後、昭和 40 年ぐらいまでに、植林という木を植えていくことが、 非常に盛んに行われました。これは全国的に国の拡大造林、方針の中で、そうした施業が 行われてきたものが、今、言われるように、もう 40 年以上が 9 齢級ですけれども、一番多 いのは、もう 50 年、60 年の年齢になって、当然、伐期と言われる、利用を当初からすべ き、伐採して活用しようとするのは 40 年ぐらいでということを目標にしていましたけれ ども、それが、もうそのまま過ぎて、もう 50 年、60 年という、非常に木材として、木と して、大きく成長をしております。

ですから、これが幾らでも大きくなればいいというものではなくって、使用用途とか、 そういうものを考えて、効率的に考えると、やはり大径木というのは、なかなか取り扱い にくい部分があります。

それから、どんどん、その長い間には、台風とか、豪雨とか、そういうことで木が倒れたり、折れたり、いろいろと被害も出るわけです。

ですから、せっかく育ててきた木でありますから、これを伐採をして使おう、活用するということが基本なんですね。

ですから、その時に、今現在は、間伐という形で主にやってます。これは、なぜ、間伐かと言うと、なかなか全部伐採をして、山を一旦裸にして、新たに、また、植栽をしていくということ、このことが一番ネックになっているわけですね。ですから、伐採をするのに当たっては、全部、皆伐をすれば、一番効率的ですし、伐採経費も安く上がるわけです。ただ、全部伐採して、補助金を、それに加えていただこうとすれば、その後に、植栽、また、新たに木を植えなきゃいけない。この植えることが、なかなか、今の状況から見ると、新たに、また、50年、60年、これから育てていくことを考えると、特に、今、食害、獣害で鹿が食べて、そのために、植林をしたところを、全部防護柵、鹿が食害しないように囲わなければ、本当に食べられてしまいます。完全に食べられます。

それから、その間、少なくとも 10 年間ぐらいは、このあたり、下刈りという、草に負けないように、そうした下草を刈らなきゃいけない。

また、それから、10年ぐらいたつと、簡単な枝打ちと、また、木を間引きということを、 私言ってきましたけれども、間引きをやらなきゃいけない。非常に手間がかかるんですね。

それに対して、じゃあ、50年後なり60年後に、そういうことを考えて、投資ができるか。そういうことをする人が、そういう事業として成り立つかというと成り立たない。

だから、県の、今、公社造林というところも大変な問題になって、大村議員も新聞等で見ていただいていると思いますけれども、これまで長年にわたって県の公社造林地約2万へクタールあるわけですけれども、700何十億を投資してきた。全く、それが投資したものが回収ができない。じゃあ、どうするかということになっているんですね。

だから町としても、町が持っている土地なり、町のところについては、公費的なことで、ある程度、財源的に賄えればやっていけると思いますけれども、佐用町内においては、ほとんどが民有地になっております。そういう方々が、それを、今からやってください。整備してくださいと言えない状況にあるということ。そういう非常に大きな、今、ジレンマに陥っているというのが現状であります。

〔大村君 举手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) ありがとうございます。

その中で、答弁にもありましたけれども、1つは、いろんな出口、やっぱり林業として 成り立つ仕事をつくることで、携わる人を増やしていきたいというような答弁をいただき ました。

やっぱり、これは、まさに、その中での1つとして、前回、僕が質問させていただいた話の中での、その早生樹施業みたいなものも、1つの可能性にあるんだと思います。

森林ビジョンに関しても、ゾーニングとか、そういうような話も書いてはありますし、 やっぱり、50年、60年とかなった時に、先ほど、今、答弁にいただいたような、実際、お 金をかけても、実際、その時にお金になるかどうか分からないという、なかなか難しさを 抱えているというのが、実際の林業の現状だとは思います。

そうなると、実際、50年後、60年後でも木を考えていく中で、やっぱり、しっかりと、どうしていくのかというのは、やっぱり考えて、今、いただいていると思いますし、その中での1つ早生樹施業という部分だったとは思うんですけれども、そこについては、いろんな出口という意味で大きく考えて、やっぱり仕事として成り立つという出口が必要であるという部分についてのお考えをお伺いできたので、そこについては、すごくよかったと思います。

その中で、いろんなことを、今回、答弁でお伺いさせていただきましたけれども、この 林業というのは、本当に、いろんな仕事が関連していると思います。

例えば、先ほどの獣害の話も、今、答弁いただきましたけれども、例えば、獣害対策になれば、柵をどれぐらいするのかとか、そして、その中で、実際、どれぐらいの鹿の防除柵とか、鹿に限定してしまいましたけれども、動物の防除、防ぐということですけれども、ほかにも、うさぎとかも問題になっているというようなエリアもあるというふうにお伺いしていますけれども、いろんな、その柵をするということも、また、1つ重要なことになってくると思います。もちろん、植えるのも1つの仕事だとは思いますけれども、それだけではなくて、作業道、道をつけるとか、そういった、いろんな部分というのが関連してきているんですけれども、なかなか林業について、皆さんが、例えば、木を切って取り出して、じゃあ、それを売ればいいというふうに、もちろん、それは、何となく、大雑把には分かっておられると思うんですけれども、そこの中で、じゃあ、本当に植えるのは大変で、そして、そこに柵が必要だとか、道をつけなきゃいけない。この作業道つけというのは、すごく大きな話で、ちょっと、最後、ICT の話の時にも、ちょっと、お話、触れさせていただきたいと思いますけれども、そういった、いろんな、本当に関連する事業があるんですけれども、もちろん、そこは…、ただ、そこについては、あまり知られてないのかなというのが、実は現実なんじゃないかというふうに感じています。

いろんな方に聞いても、やっぱり作業道つけというのは、例えば、先日、ちょっと、若手林業者が交流する会みたいなのに、ちょっと、智頭町まで行って参加させていただいたんですけれども、その中でも、結構な大きな話の内容として作業道つけというのが行われていて、林業者にしたら、すごく当たり前のことなんだけれども、道がなきや搬出できないわけですから、それは考えれば、そのとおりだと思うんですけれども、なかなか、ほかの方、普通に暮らしている方からしたら、道をつけることっていうのは、実は、そんなに意識がなくて、やっぱり、そこに、そういったことについて、あまり知られていないという部分については、ちょっと、残念だなというふうな部分を感じた部分もありました。

その中で、ちょっと、今回、広報の部分について、お伺いさせていただきました。

ちょっと、今回は、広報について、森林ビジョンとか、この冊子もありますし、森づくり基本条例もありました。活字的な部分では、そういった部分だと思いますし、YouTubeでされているということもあるんですけれども、もっと、こんな仕事があるんだよという

ようなことを、やっぱり、もう少し伝えていかなきゃいけない時期にあるんじゃないかなというふうに、僕、個人としては感じているんですけれども、例えば、森林ビジョンの動画、僕も見させていただきましたけれども、例えば、それを、そういう事業を、もちろん、今回、されているわけですけれども、例えば、その今回、例えば、YouTube というのは、その再生回数とかも、やっぱり分かっていくわけなんですよね。その中で、じゃあ、この成果として、この森林ビジョンについて、どれぐらい再生されたんだろうとか、そういった部分というのは、やっぱり目標とか、そういったものはつけているんでしょうか。お伺いいたします。

[農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) 議員おっしゃられるように、たくさんの方に見てほしい。今の 山の現状を、とりあえず知ってほしいというか、お伝えしたいということから、今、アッ プしております動画は作成をさせていただきました。

一旦は、1年のうちに、5話のシリーズ物でつくらせていただいて、ホームページでは、YouTube などでは、いつでもご覧いただけるようにはなってはおるんですけれども、その次、具体的に、もうちょっと、どういったことを啓発しようとか、こういったことをお知らせしたいという気持ちはあるんですけども、なかなか、製作にまで至っていないというのが、我々、手作りでは、なかなかつくれない。あんまり下手なものをつくって、お見せするわけにもいかないので、ある程度はプロにお願いしたいということもございまして、今、これから先、どういったことからお知らせしていこうかということを、考えている最中でございまして、まだ、具体性はないんですけれども、やはりお伝えしていきたいという気持ちはございます。

ちょっと、話飛ぶかも分からないんですけれども、林野庁のホームページの中に、漫画で山の作業をお知らせするというところがありまして、それ見ると、非常に分かりやすくって、絵で描いてあるので、そういったことを、例えば、動画にして、それこそ、町内の子供たちにお知らせできたらなというふうなことも考えておりますので、いろいろお知恵をお貸しいただければと思います。以上です。

〔大村君 举手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) はい、ありがとうございます。

やっぱり、伝えていっていただく、そして、知っていただくというのが、まず、やっぱり、すごく大事なスタートになるのかなと思いますので、ぜひちょっと、僕もできる限りお手伝いさせていただきたいと思いますけれども、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。その思いはあるということですので、よろしくお願いいたします。

その中で、林野庁のお話、先ほど、課長にしていただきましたけれども、やっぱり、この間、智頭町の話させていただきますけど、その智頭町の森を見に行った時に、鹿の獣害柵って、結構簡易なものを、ポッポッポッと立てているだけで、このエリアはいけるというふうな話をされていました。

でも佐用町でお話を聞くと、なかなか簡易な柵では難しいというようなお話も聞いてい

ます。やっぱり見回りが大変だとか、いろんな理由があるんだとは思いますけれども、そういう地域ごとに違う内容というのが問題。問題と言うと、ちょっと、違いますかね。課題というんですかね、というのがあると思いますので、やっぱり佐用町の持つ課題、その中でのという部分、その中での今後を考えていくという部分では、やっぱり佐用町では、こういう課題がありますよというところも、やっぱり知っていただくということが1つなのかなと思いますので、ぜひちょっと、引き続き取り組んでいっていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。

いろんな最初の答弁の中でも、里山、ちょっと、名前が、ごめんなさい。細かく、全部書けなかったんで、ちょっと、あれですけれども、里山に関する管理の、そういった事業と、あとは多面的機能、発揮の事業ですね、そういった部分についても、少し説明をいただけましたので、やっぱり、そういった部分とか、いろんな事業を通して、佐用町の林業に携わっていただく方を、やっぱり増やしていく後押しというか、そういった部分については、引き続き行っていただきたいとは思うんですけれども、その中で、特に、ちょっと、複業モデルについてというふうな部分について、すごく思っている部分がありますので、その部分、3でお伺いしましたけれども、ちょっと、詳しくお伺いさせていただきたいと思います。

この複業林業モデル、ふくぎょうの「ふく」は、複数の「複」ですね。複数の複に対して、その複業林業モデルの体現という部分で、この佐用町森林ビジョンの部分には、4つの施策を進めますということで、1つは体験型レクリエーション。1つは、広葉樹材の活路開拓。3つ目が特用林産物の生産。4つ目が林福連携の促進と、こういった部分があって、その施策に関しての話が書いてあるんですけれども、ここはもちろん、すごく重要な部分で、このこういった部分を、さらに活用してく中でも、やっぱり、いろんな人たちを入れていく、林業単体で稼げるというのが、なかなか難しいという現状がある中で、町長、最初におっしゃっていただきました。その出口をつくるというのが、もちろん1つだとは思うんですけれども、林業では、半分しか稼げないんだけれども、ほかの部分で半分稼いで生活していく。半農半X みたいな形で、半林半X 、そういったような言葉を使って、複業というものをトライされているような団体も、もちろん、今でもあるんですけれども、やっぱり、そういった、新しく木を売るだけで生活を成り立たせるのではなくて、ほかの事業をしながら林業をしていくという人たちへの、少し門戸を広く取っていただけるのが、今後、そこから、さらに専業に移っていくという部分もあるのかなと思いますので、ちょっと、その部分についてお伺いいたします。

基本的には、この4つの施策ということなんですけれども、この4つの施策に関しての 現状について、ちょっと、もう少し詳しくお伺いさせていただいてよろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) はい、井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) はい、お答えいたします。

ビジョンを、よくご覧いただいてありがとうございます。

この中で書いてございます 4 点ということでございますが、 1 点ずつ、現状をお答えさせていただきますと、まず、体験型レクリエーションということでございますけども、昨今、キャンプブームがございまして、その中でも山を、一山を丸々貸しますよというようなレンタル事業があったり、そういった分野でビジネスをされておられる方もいらっしゃいます。

もちろん、民間ベースになりますので、我々が、そういうところに手を出しにくいということもあるんですけれども、もし、町内で、そういったことがあれば、もちろん安全が最優先にはなってくるとは思うんですけども、山の使い方の1つの手法として、非常に興味深いところがございますので、残念ながら、佐用町内で具体的に、そういったお話は、今、ないんですけれども、あれば、そういうレクリエーション的な使い方にも積極的に取り組んでいただきたい。これが、結果的に森林の破壊につながるようであれば、よろしくないとは思うんですけれども、森林を守る上で必要なレクリエーション施設ということであれば取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

で、また、広葉樹材の活路開拓ということでございますけども、町長の答弁にも申しましたとおり、なかなか広葉樹林の整備というのが、補助事業がございませんために、なかなか進んでいないというのが現実でございます。そのために、やっぱり、例えば、大木の桜であったりすると、ある程度の高値で取引されるということもあるので、そういったものを中心に補助事業を実施する時に発生する広葉樹の材料を何とか流通ルートに乗せる。ただ、一定量が決まったものが採取されるわけでもないし、ある意味、現場にあったものが、たまたま流通できるというふうなことしかできないので、なかなか、需要に応じた供給というものはしにくいのが現実なんですけども、そういった中でも、何とか、町内の半分を占める広葉樹林ですので、活用できないかなというところで、考えておるところでございます。

あと、特用林産物に関しまして、今、一生懸命、町としても、力を入れていますというか、次の林福連携と関連するんですけども、ミツマタの生産に積極的にお手伝いをしておるところでございまして、やはり、間もなく、1万円札、紙幣が新しいものに更新されるという中で、その原料となる、和紙の原料となるミツマタの生産を、町内産のミツマタが、非常にすばらしいというふうに、紙幣を作っておられる国立印刷局の方からもお墨つきをいただいておるところでございまして、町の北部で自生しておるミツマタを、できるだけ出荷しようと、そのミツマタを和紙にするための工程の中で、皮をむいて、一番外の黒い皮をむいて、内側の白いところだけを取り出すという作業があるんですけども、その作業を、障がい者の方にお手伝いしていただいているという仕組みが、今、できております。

それらの方の仕事をつくるためにも、何とか原木を集めようということで、もう既に、 今年も1回実施して、今週も2回目実施する予定でございます。広報紙等でも呼びかけて はおるんですけども、なかなか、その参加者の方が少ないということですので、ぜひ議員 におかれましても積極的に参加いただきまして、そういった、ボランティア的な、森林ボ ランティア的な、ちょっとでも、山に入ろうという、手軽にできる作業でございますので、 これを、今後も進めて行きたいというふうに考えております。

すみません、ちょっと、長くなりましたが、以上です。

〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) はい、ありがとうございます。

そういった、4つの部分について、ご説明いただきまして、ありがとうございました。 やっぱりこう、いろんな話の中ででも、例えば、広葉樹材の活路開拓という中では、な かなか、補助金が、広葉樹は出にくい部分があると。広葉樹林の管理という意味ではです ね。その代わりに、それを、どう売っていくのか。どう利用していくのかという部分だと 思います。それは、1つは、まきを販売するとか、そういった部分も、もちろんあるんだ とは思いますし、先ほど、お伝えいただいたような、桜、そういった部分も、もちろんあるんだと思いますので、今後、やっぱり、こういった部分も、また、広げていかないといけないというふうには、広げていくというか、やっぱり推進していくという部分について、やっぱりすごく、しっかり考えていきたいなという思いがありまして、ちょっと、今回、お伺いさせていただいているんですけれども、やっぱり1つ入り口、広葉樹というのも、また、佐用町では半分は人工林ですけれども…、そうですね、ちょっと確認しながら、ごめんなさい。嘘ついちゃあれなので…。半分は人工林、そして、半分は広葉樹林というふな形になっていると思いますので、やっぱり、その半分を、どう管理してくのかという部分についても、やっぱりこの広葉樹材の活路開拓という部分については、さらに引き続き進めていっていただきまして、さらに拡大しながらやっていっていただければというような思いもありまして、今回、質問させていただきました。

また、その林福連携の話、特用林産物の話もお伺いできて、すごくよかったと思います。 やっぱり、今後、1つの姿として、こういう複業林業モデル、町の部分については、この4つの部分、今、ご説明いただきましたけれども、を主体として、進めていくという部分だと思うんですけれども、やはり、なかなか、今後、入り口として、いろんな半林半Xの話を、ちょっと、最初にさせていただきましたけれども、そういった部分を進めていくというのも、また、1つ森林を携わる人を増やしていくという間口になるのかなというふうに思っています。

その中で、例えば、ここには、このモデルには書いてないですけれども、例えば、今、複業の1つの形としての、例えば、今まで、あまりお金にならなかったようなところですけれども、ライブ配信みたいなものもあります。

例えば、今、農作業とかをされている方、おられますけれども、スマートフォンを置いて、ライブ配信しながら視聴者の人とコミュニケーションを取りながら、その作業を見せることで、いろんな広告だとか、いろんな収益スタイルあるんですけれども、収益化をすると。そこでお金を稼いで、そして、その林業について、例えば、その配信する内容ですけれども、内容について、人々との接点を増やして、交流を深めていくというような、そういうようなスタイルで仕事をされている方もおられます。

例えば、そういう方にとっての、もし、これを具体的な補助金の話になってしまって、ちょっと、いいかどうか分からないですけれども、お伺いしますと、ある自治体では、かっこいい、林業用の服って、すごくお金がかかります。ズボン、チェーンソーパンツ1本何万円。手袋1個1万円とか、やっぱり、チェーンソーにもお金かかるし、いろんな格好はあるんだけれども、じゃあ、やっぱり、そうやって、例えば、もともと普通のものでもお金はかかる。結構高いものですけれども、例えば、さらに、そうやって配信する。ある種芸能人みたいなものですから、一種、衣装みたいな、かっこいいきれいなものを選ぶとなると、さらに値段が上がって来たりするわけですよね。やっぱり、そういう中で、1つ補助事業として、そういった衣装、衣装というと、ちょっと違いますね、防護の服としての、そういった用品の補助とかというのは、現実に、今、あるんでしょうか。ちょっと、お伺いさせていただきたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長 (小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) それは、林業従事者だけではなくって、ボランティア的に関わる方も含めてということでよろしいでしょうか。

林業従事者に対しては、なかなか、直接的な、そういう支援はございません。その作業に応じて、補助金が支給されるという仕組みでございますので、その補助金をやり繰りして、そういうものに活用いただくということをお願いしたいというふうに思っています。

ボランティア的に関わっていただける、例えば、先ほど、答弁でありました森林山村多面的機能発揮対策交付金事業というんですけれども、ちょっと、長い名前なんですけれども、そちらは、森林ボランティア的に活動される方に対して、活動費が交付されます。普通の、普通のというか、里山ですと、1~クタール当たりに 16 万円が交付されて、さらに、活動の初年度にはプラスアルファというのが、準備金として 15 万円が支給されます。それは、消耗品であったり、それこそ、先ほど、おっしゃられた服装であったり、安全装備であったりというものを購入することができますので、もし、団体で活動地もあってということでありましたら、そういった事業をご案内させていただいておるというところでございます。

〔大村君 举手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) はい、ありがとうございます。

やっぱり、今、ある事業でも、いろんなものに対応できるというふうなこともあると思います。

そうなったら、やっぱり、この林業もそうですけれども、例えば、林業を一部半分でも そうですし、携わっていきたいというふうな方は、やっぱり、まず、最初は、いろんな長 い、先ほど、お答えいただきました、長い名前の事業でしたけれども、やっぱり、いろん な事業があるということは、あまり皆様、ご存じないと思いますので、やっぱり、役場に 来て、相談していただくのがいいのかなと思います。複雑な事業だと思いますので、そう いった部分に対して、やっぱり、どうですか、相談していただいたら、やっぱり、いろい ろ対応いただけるということは、もちろん、間違いないんですよね。一応、確認だけさせ ていただきます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) もちろん、ご相談来ていただけますと、いろんなお話させていただいた上で、複数の事業もございますので、それに見合った事業のご提案であったり、今でも、活動していただいている組織の皆さんの書類作成というのが、結構大変なんですね。何事においても、そこのサポートも一部ではございますけども、させてはいただいておりますので、ぜひ、お越しいただければというふうに思っております。

〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) はい、ありがとうございます。

結構、林業というのは、長い事業になると思いますので、個人だけじゃなくて、仕事と

してもそうですけれども、やっぱりこう、ある種行政とも協力しながら進めて行くというのは、1つの姿なのかなと。そのために、たくさんの、ある意味で補助事業、そういうような事業が行われているのかなとは思っておりますので、そういった部分についても、ぜひ僕のほうからもできる限りは、皆さんの、もし、ちょっと従事したいなという方がおられましたら、もちろん伝えていきたいとは思うんですけれども、町のほうでも、引き続き、皆さんに伝えていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

最後に、ちょっと、この最後の部分ですけれども、今後のドローンや ICT を活用した林業について、お伺いしたいと思います。

その中で、少し、お話しいただきましたけれども、今、地形だけではなくて、そこに植えてある木の材積、そして樹種、その分布までをデータで整備しているというようなふうな部分をお答えいただきましたけれども、それが、現実、今、行われているということで間違いないと思うんですけど、その中で、1つ連携すると言うと、先ほど、ちょっと、作業道の話をさせていただいたんですけれども、この作業道づけも、なかなか、いろいろ難しい、難しいというと、ちょっと言葉が違いますね、いろんなスタイルがあって、どういったものがいいのかという、いろんなやり方があるとは思うんですけど、それを自動的につけようなんていうような話も出ているようですけれども、そういった部分に関して、例えば、作業道づけまで、そこまで、追加して提供できるのかとか、そういった部分について、今後について、ちょっと、お伺いさせていただきたいと思うんですけれども、何かありましたら、お伺いさせていただきたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) その作業道の法線と言いますけれども、どのルートでつけるか ということを、自動的に計算できるソフトを、この森林 ICT の導入に合わせて、私どもの ほうでも持っております。

ただ、残念ながら、それを使ったことはないんですけれども、ある程度、始点と終点を 設定すれば、このルートでつければいいですよ。しかも幅員もある程度設定した上で、条 件を与えることによって、自動的に、ここがいいですよというようなソフトがございます ので、そちら、できたら林業事業体のほうにも紹介して、使ってみてよというふうなお話 もするんですけれども、現実は、やはり、経験値と、やはり現場に応じたサクセスの方法 ということがございますので、今は、それぞれの事業体で実施されているというところで ございます。

その林業事業体ですと問題はないと思うんですけれども、ボランティア的に森林整備を されようとされる方に作業道をつけるということは、非常に危険かなというふうに思いま すので、あまりお勧めはできない。

と言いますのが、やはり重機を使って土を切って盛ってしていきますので、それぞれに 基準というものがございます。せっかくつくっても、すぐに雨で崩れてしまっては、余計 に被害を広げてしまうという結果にもなってしまいますので、そこは、それぞれ考えた時 に、一旦ご相談いただければというふうにも思いますので、よろしくお願いいたします。

〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) はい、ありがとうございました。

その作業道づけの1つの案というか、そういったことをつけてくれるようなソフトについても導入をされているというふうな回答をいただけましたので、それで、それについて、利用するかしないかというのは、やっぱり現場を見てみなければ分からない部分というのは、もちろんありますけれども1つの案として提供できるような用意があるということをお伺いできて、それについては、すごくよかったなと思います。

今後、やっぱり、いろんな技術というものというのは、もちろん、すごく何ていうのかな、熟練した方にとってみれば、当たり前のことでも、なかなか勉強されている途中だとか、いろいろ、その土地の都合とかもありまして、いろんなものが土地土地によって、いろんな違いがあると思いますので、そういった部分をフィードバックしながら、もちろん、そういったものをソフトを利用するなり、そういった部分も使いながら、ICTを引き続き活用していただければなと思うんですけれども、もう1つ、ちょっと、そのICTの活用の中で、お伺いしたいのは、GPSとかスマートフォンとかの利用による境界ですね、境界が、今ある。境界が分かりにくいということが、1つ森林施業の1つの何ていうのかな、課題になっていると、そして、その中で、さらに地権者との話もしなきゃいけないというようなお話も、最初、答弁でお伺いしましたけれども、そういった部分について、何かしら、例えば、境界が分かりやすいようになっているとか、そういった、例えば、向こうの場所に行って、スマートフォンを見たら、今、狙った境界のエリアにいるのかとか、そういったものを確認したりとか、そういったものを、例えば、導入されたりは、今現状するんでしょうか。お伺いいたします。

[農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) お答えいたします。

先ほど、申し上げました、その森林 ICT の中で、本年度、タブレットの端末を導入させていただきまして、それを現場に持って行くことによって、GPS で現在地を把握することができます。

現在地を記録することもできますし、そこで簡単な測量もできます。

また、その境界なんですけれども、今、昨日の一般質問の中でもありましたけれども、リモートセンシングの技術を使っての地籍調査を着手したところなんですけれども、やはり、その森林作業だけではなくって、何にしても、その土地の境界を明確化することが、どの事業をするにしても、第一歩になると思っています。第一歩に行くまでにも、なかなか、ここが何番地ということすら分からないというような状況の中から、情報を集めていく必要がございますので、その手間を省かせようということで、今、森林の土地の境界の候補図、あくまで候補図ですね、境界は立会いでないと決められないと思いますので、おおむね、このあたりに境界があるよという線を引いて、このあたりに何番地があるよというデータを町内全域で整備しております。これ非常に 100%正しいものではないので、あくまで参考程度にご覧いただいておるんですけれども、住民の皆さんも、この土地どこにあるかなというご相談にも、結構、お越しいただいていますので、そういった情報の整理から進めておるという状況でございます。

〔大村君 挙手〕

議長(小林裕和君) 大村議員。

1番(大村 隼君) ありがとうございます。

その中で、やっぱり、今のような、場所が誰のものなのかとか、エリアの境界とかも、すごく大事な林業ないしは、森林を管理していく中では、すごく重要な情報になると思いますし、そういったのが、やっぱり手に入れられるような環境が整ってきているというのが、本当にすばらしいことだなと思いますので、いろいろな形で、住民の方に提供できるようなような情報を、提供していただきまして、基盤というか、そうですね、林業とか、そういった新しい仕事に入っていく、今回は林業ですから、林業に入っていくという中での基盤の整備として、引き続き続けて行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

やっぱり、今日、最初から最後まで、一応、森林を管理できる人を増やすことについてお伺い、その環境に、周りに関連することについてお伺いさせていただきましたけれども、やっぱり、最初、人が足りてないということについては、町長の答弁もいただきましたけれども、その人を何とか増やさなければ、というか増やしたいなというような思いがあります。それが、今後のために、重要な課題の1つではないかなというふうに感じています。

その1つとして、今日、話に上げさせていただきました、複業、複数の業を合わせたあり方というのが、ひとつ入り口として、入り口というか、今、1つの生活のスタイルとしていいものかなというふうに考えておりまして、また、そこから、1つ林業という専業という道への進んでいくというキャリアパスの中で、その1つがあるのかなというふうに思っています。

そういったことを思って、今回、質問させていただきましたけれども、今後、やっぱり、引き続き、取り組んでいただいている内容についても、たくさんご説明いただきましたので、今後、いろんな森林、今回、この森林に携わる人と広く書いたのも、やっぱり専業の林業者だけを指すわけではなくて、やっぱり、いろんなあり方があっていいと、ボランティアもそうですし、あっていいという思いがありましたので、たくさん、そういった部分についても、説明をいただきました。

今後、そういった人たち、森林に携わる人たちを増やしていく、施業のことについて、 引き続き取り組んでいっていただきながら、先ほど、広報のことについても、少しお話さ せていただきましたけれども、いろんな方に、もっと深く知っていただくということが、 その1つになっていくのかなと思いますので、ぜひ引き続き、よろしくお願いいたします。 これで、本日、私の質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございまし

議長(小林裕和君) 大村 集議員の発言は終わりました。

た。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1 時30分とします。

午前11時33分 休憩

午後01時30分 再開

議長(小林裕和君) 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行いますが、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項 を遵守していただき、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

それでは、12番、山本幹雄議員の発言を許可します。山本議員。

[12番 山本幹雄君 登壇]

12番(山本幹雄君) 12番議席の山本です。

今日は、熊対策についてと、農業についてを伺います。

近年は、野生の熊目撃情報が急増している。特に、今年は、全国的に見て野生の熊を山林で見かけるだけでなく、住宅地、時として民家にまで入り貯蔵している米等を食料としている。山に餌となるものが少なく、人里に出現すると言われる方がおられるが、理由はどうであれ野生の熊が人里に現れていることに違いはない。そして、本当に山に餌がないのか、それとも野生の熊が増えすぎているのかは分からない。私たちが子供の頃というか、大人になってからも私の周辺で熊の話などは聞いたこともなく、その痕跡、例えば、爪痕などの話も聞いたことがなかった。

ところが、今年は、赤穂市の高雄にも出現したと聞く。上郡の岩木にも出たと聞く。私の近くでも柿の木についた爪痕らしきものの写真を見せてもらった。幸いにも佐用町では今年に限り人身被害は出ていない。過去には、女性の方が噛まれ病院に行くというケースもあったが。今年は、今のところ人身被害は出ていない。ただ、いつ佐用町でも熊による被害が出ないとも限らない。

そこで伺うが、町として熊対策は考えられているのか伺います。

答弁のほど、よろしくお願いします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、山本議員からの最初のご質問でございます野生の熊対策 について、お答えをさせていただきたいと思います。

議員、ご指摘のとおり、今年度は、全国的に熊の集落等への出没や人身被害のニュースが後を絶ちません。町内においても、令和2年に下石井で散歩中の女性が襲われるという人身被害がございました。令和3年には、中三河で人家に長時間にわたって居座るということもありました。

また、熊の目撃情報や出没痕跡に関する通報は、昨年度、令和4年度は 31 件ありました。今年度につきましても、11 月末時点で 35 件、もう既に寄せられております。

しかしながら、熊の痕跡を見かけても、熊の痕跡と分からず通報されない場合や、熊自体を見かけても通報されないという場合もございますので、町で把握している以上に集落周辺に出没をしているのではないかというふうに思っております。

熊が集落へ出没している原因は、なかなか、はっきり分かりませんけれども、兵庫県森 林動物研究センターによりますと、大きく3点に分けられるようでございます。

まず、1点目は、昔からの里山文化の消失により、山の手入れができなくなっていることがあります。昔は燃料や肥料の採種のため、人が山に入り、木を切り手入れをする里山

がございましたが、近年はエネルギーの石油・電気等に変わり、そうした化石燃料へのシフトにより、人が山に入る機会が減り、山の手入れがされなくなった結果、野生動物たちが集落周辺にまで出没するようになってきたと言われます。

次に、2点目でございますが、柿の木をはじめとする果樹が、集落周辺で放置されていることでございます。特に秋は、熊が冬眠に備えてたくさん餌を食べて栄養を蓄える時期であります。柿自体の栄養価はあまりない。低いですけれども、手っ取り早くお腹を満たせることから、たわわに実った柿は、熊にとって魅力的な餌場となり、集落に来るとおいしい餌にありつけるといった、そうした悪い学習をさせていることになっております。そのため、住民の皆様には、柿等果樹の早めの収穫や、不要果樹の伐採のお願いをしているところであります。

3点目は、人口減少による空き家、耕作放棄地の増加によるものでありますが、これは 熊だけではなく、イノシシ、鹿にも言えることで、空き家や耕作放棄地は、野生動物が身 を隠すのに最適な場所でありますので、そこをすみかにして集落周辺の柿の木や畑に出没 するようになったというふうに森林動物センターのほうでは分析をしております。

以上の3点に加えて、兵庫県森林動物研究センターが行う、熊の餌となるドングリ類が豊富なのか不作なのかを調べる豊凶調査結果によりますと、今年の兵庫県は、ブナ・ミズナラが不作で、コナラは豊作であるというふうな結果が出ておりますが、佐用町内では、昨今のナラ枯れの拡大に見られるように、餌となるドングリ類が不足をしていることも、十分に考えられると思います。

また、これ以外にも、保護政策、地球温暖化、熊の肉食化など様々な原因が影響して、 町内における生息数は、確実に増加をしているというふうに思われます。

そこで、町としての熊対策についてでございますが、防災行政無線や広報誌等での定期的な注意喚起のほか、人身被害が発生した令和2年度からは集落周辺に出没する熊の有害捕獲に積極的に取り組んでおります。捕獲用のおりを設置した場所には赤外線カメラを設置し、状況を観察しておりますが、いずれのカメラにも熊が撮影されており、町内に、やはり相当数生息していることが推測をされます。

一方で、おりを設置しても、なかなか捕獲まで至っていないのが現状でございます。

今年は、熊の出没情報が早くから寄せられました。奥長谷、また、平松、東徳久の3か所で有害捕獲の許可を得て、捕獲を試みておりましたところ、東徳久で、ようやく、熊1頭の捕獲に成功したところでございます。

有害捕獲に関しては、兵庫県が令和4年に作成した「第2期ツキノワグマ管理計画」に基づき、推定生息数が400頭未満の場合は、狩猟捕獲は禁止、有害捕獲についても可能な限り殺処分を行わないということにしております。400頭以上800頭未満の場合は、狩猟捕獲は禁止し、有害捕獲については、各個体群の県内生息数の8%を上限として、原則殺処分を行うというふうにしております。800頭以上の場合は、狩猟捕獲・有害捕獲が可能となり、狩猟捕獲数と有害捕獲数の合計が生息数の12%を上限として、原則殺処分を行うこととされております。

今年度は、朝来市から豊岡市を流れる円山川と市川を境界として、西側の個体群、いわゆる東中国地域群で推定生息数が 800 頭を超えたため、佐用町を含めた地域では熊の狩猟捕獲・有害捕獲ともに実施可能となっております。熊の狩猟期間は、11 月 15 日から 12 月 14 日までの 1 か月間で、残りわずかな期間しか残っていない。明日、明後日で、狩猟が終わります。現在のところ、数頭の熊の捕獲情報を聞いております。

町といたしましては、住民の皆さんの人身被害防止、また、精神的な被害、そういう観点から、これまで以上に熊対策の必要性を感じておりますので、兵庫県森林動物研究センターなどの関係機関と連携しながら、早めの対策をしていきたいというふうに考えており

ます。

ただ、一方で、熊は希少動物として、その保護が必要とされておりますので、野生動物と人間のすみ分けを図り、生物多様性の維持のために森林整備にも努めてまいる必要もあるわけであります。

最後に、住民の皆さんにおかれましては、柿の木の手入れや不要果樹の早期伐採、果樹の取入れ、また、生ごみの適正な処分など、今一度、誘因物の撤去に関しましても、ご協力をいただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

以上、熊の問題、課題についての質問に対しての、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 举手〕

議長(小林裕和君) はい、山本議員。

12番(山本幹雄君) 今、答弁いただきまして、一番よく分かったのが、希少動物として 保護されているという話を伺いました。これは、前から、よく言われているんですけれど も、私、よく言うんですけど、昔、ニホンオオカミがおったんですよ。いなくなっても何 も問題ない。誰も問題ない。誰も心配しない。誰も言わない。

ということは、熊がいなくなっても、多分、100 年もしたら、誰も何も言わないんですよ。

だって、僕ら、今まで、熊いなかったから。野生の熊なんか、見たこともないけど、何も 困ったことがない。何の問題もない。

こんなこと言うと、今日、大変かも分からん。ろくでもないこと言いよると思うん。クレームの山かも分からん。

けどね、本当に、熊がいないと、僕ら何も困りません。何も困ることがない。だって、何 も現実問題、見たこともないけど、困ったことはない。

もう一度言いますけど、ねっ、犬、山犬なんやけどね、ニホンオオカミね、いなくなったっていって誰も何も言わへん。町長、1回も何も言ったことないですよね。

ここにおる者、僕に、ニホンオオカミがおらんようになった、大変やと言うたこともないし、動物愛護団体から言われたこともない。

ただ、僕も動物好きで、小さい時から犬や猫を飼ってきたりして、動物大好きやから、 やっぱり、いろんな動物おるのはいいのは分かりますけれど、それと、人身がどうかと、 そこらへんは、やっぱり愛護団体の人も、よく考えてもらいたいと思います。

僕、よく言うと、熊捕まえたら、そんなに言うんだったら、動物愛護団体の人の家の前へ放してやれやと、これ駄目らしいですね。何が駄目か言うたら、佐用町におる熊は、佐用町の財産だから、町外へ出すことはできないんやって、最近、ずっとネットで熊の見ておると、そういうことみたいなので、そうなのかと。

だけども、安全なところにおって、危険なところにおる人間のことを無視して、動物愛護だと言われても、それは違うだろうと。

自分も本当に危険なところに行って、そういうところに住んで、それで、動物愛護せないけないというのであれば、それはそう思うはなというふうなの感じますけれども、ただ、動物愛護って、簡単に言うだけでは、本当に支持受け入れられるか。

そして、最近、ちょっと、やっぱり、クレームをいっぱい入れると、今度、メディアも、 やっぱり、ちょっと、気づいたのか、それじゃあいけないということで、クレームを入れ ているところに、メディアは、ちょっと、違うじゃないかというふうな感じで放送はされ ています。

だから、そういう意味では、ちょっと、よくなったのかなとは思いますけれども、ただ、 今、400 頭や 800 頭やという数字で、12%をいうような話とか、いろいろありましたけれ ども、やっぱりこの、本当に 800 頭かと、本当に 400 頭と、これ実は、誰も知らんでしょ う。

多分、兵庫県に 800 頭か 400 頭かって、多分、誰も知っている者いないです。ただ、いろんな中で推測しておるだけでね。ただ、推測しておるだけで、動物愛護の精神のもとに、動物はかわいがらないけないというのが十分に分かったとしても、そこで多くの人間がけがしたり、今年なんかも、見よったら、どこだったか、もう大変なことになって、前の数年前の 7 倍ぐらい、そういう目撃情報や事件、事故が増えているというような話聞くと、やっぱり、そういうふうに、動物愛護団体が、ああやから、こうやからって、町長、今、報告、説明してもらったんですけれども、そうじゃなくして、町長のほうから、行政のほうへ、国のほうへでも、しっかり働きをかけてもらわないかんなと思うんですけれども、町長、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 私も、今、山本議員が、いろいろとお話になりましたけれども、本当 に、そのように思っている部分、同感の部分がいっぱいあります。

野生動物、これは以前から、人間も一緒に住んできた、生きてきたわけで、それが、人間の生活が、どんどんと人が増えたということ。また、生活の人間のエリアが広がって行って、野生動物が住みにくくなるとか、減っていくと、絶滅をしていく、昔いたものがいなくなっていく、こういうことに対して、やはり、環境面からも含めて、人間のこの住む生活だけではない。やっぱり、野生動物を含めた、この自然環境というものを、また、取り戻す、守らなきゃいけないという思いで、保護団体、保護活動、そういう方もたくさんいらっしゃいます。それぞれの、やっぱり、そういう気持ちというのは、分かるんですけども、確かに、じゃあ、人の命がかかわる。人がこうして、熊が人を襲うような、そういう事件が次々と、事件と言いますか、事故が発生した時に、本当に愛護団体が言われるように、保護動物、特に希少動物だから、熊を保護しなさいというようなことばっかりを強調されますと、本当に、そこにいる人たちが、じゃあ、私たちの命は誰が守ってくれるのか。人の命と、熊の、そうした保護することと、どちらが大事なのかと言われると、やはり、人の命をしっかりと守らなきゃいけないと。行政の立場もそうだと思うんですけれども、行政の立場は特にね。

ただ、今年でも、ご存じのように、大きく報道された、あれ美郷町でしたか、秋田県か、あそこで、3頭の熊が、ああして倉庫か何かにいて、それを駆除したということで、その後、県にも役場にも、本当に抗議の電話が、ずっと鳴りっ放し、そこの町長は、本当に仕事にならないと。その電話をしてくる、抗議をしてくる人というのは、今、山本議員もお話のように、何も全く影響のない、安全なところに住んでいる都会の人ばっかり。地元の人からのクレームは1つもないと。

まあ、そういう状況の中で、やはり、これ、マスコミも、当初は、そういうクレームについての報道ばっかり、非常に話題性があってしてきましたけれども、やはり、しっかりと、そこのところを、何が大事なのか、何を、やっぱり、優先して対処すべきなのかということを、そこ県知事も、しっかりと、そのことを表明されておりましたけれども、やはり、

それに対して、マスコミなんかも、保護することと、やはり、そうした人間の命を守ること、人の生活を守ること、このことを、しっかりと分けて考えてもらわないといけないということ、これは、しっかりと逆に発信し、マスコミも、そういう報道をしてもらわなきゃいけないというふうに思います。

兵庫県においても、確かに、今、言われるように、800 頭を基準にして、これは以前から、動物管理ということで、野生動物の管理計画という中で、熊の生息数 800 頭ということが言われてきました。私も、そこのセンター、そうした会議の中に委員として、ずっと出ておりましたので、じゃあ、なぜ 800 頭であれば、安全なのか。問題がないのか。それ以下でとか、それ以上がどこで線を引いて、また、そのことによって判断をするのか。そういうことが、学術的に、どう研究されているのか分かりませんけども、私も出ていて、本当に、いつも疑問に思っておりました。

しかも、その頭数を、どうしてはかるのか。誰も1頭、1頭、番号つけて数えたわけではないわけです。鹿についてもそうです。

当初、昔、鹿を保護しなきゃいけないと、雌鹿を捕っては駄目だと。それも1日に雄鹿 1頭しか捕れないとか、管理しました。言われました。

その時にも、私は、やっぱり県のそういう時に、こんなことしていたら、ものすごい鹿が増えていって、本当にこれ、大変なことになりますよということは言ったことがあるんですよね。何度も、そういう会議の中で話しました。

でも、やっぱり、野生動物というのは、保護しなきゃいけないんだという話で、その結果、今のような状態になって、捕っても、捕っても、もうどうにもならない状態になっています。

これが、まだ、鹿は、作物なり木の山の被害で済んでいると言えば語弊がありますけども、そういう被害ですけれども、熊はそうじゃない。熊も、こういう状態で保護ということをやっていると、本当にこれ、人間が、至るところで、山にも入れなくなりますよということも申し上げて来たんですけれども、被害が、やはり、あっちこっちで出始めて、動物研究センターも頭数が 800 頭超えたという言い方をしてきたような感じがするんですよね。800 頭超えたから狩猟を許可しますということです。

ただ、狩猟を許可すると言っても、この狩猟期間、11月15日から12月14日と1か月間しか許可しないというようなことです。

熊というのは、やっぱり、野生動物の頂点に立っていますから怖いものがないんですよね。しかも、このいろんな動物研究センターとして、原因を、先ほど3つほど上げて、これ動物研究センターが言っていることです。上げましたけども、実際には、鹿の温暖化によって、確かに、山の中に餌、どんぐりとか、そういうものの餌がなくなっていることは確かだと思います。山へ入ってみて、本当に、そういうものがないというのは、山が本当に砂漠化していますから、ないことは確かだと思うんですけれども、それでも、餌がなくても増えるということは、何か食べているからなんですよね。栄養があるもの食べているから、たくさん子供産んで増えているんですよ。それが、一番怖い。それが肉食なんですよ。

私は、やっぱり山へ行って、鹿が鹿を食べているという、これはもう現実として見てきました。佐用町内でも、もう 10 何年前になりますけども、納屋の中に鹿が寝ていました。それグーグー寝ているんです。弱っているんじゃなくって、それを見た時に、私、窓の上から見たんですよ。口に血がいっぱいついているんですよ。食べた、肉を食べた口なんですよ。だから、その頃から、もう既に、鹿がいっぱい増えて、そういう肉食に変わってきて、栄養が非常に高いと、そういうことから、熊も、私は増えていると思います。

兵庫県にとっても、この野生動物保護研究センターというような、これ人、たくさんい

るんですよ。研究者も。これだけのものを設置して、本当に、他の県と比べると、こういう同じような類の研究所持っている県もあると思うんですけれども、兵庫県は、本当に専門家、研究者を置いて、研究はしてくれているんですけれども、ただ、基本的には、ここの動物センターの基本は保護です。管理をする。野生動物を管理をすると言いながら、保護をして、減らさない。それ以上、増やさないということも、実際、1つはあるわけですよね。

だから、今、兵庫県には、以前から、熊はいたということであります。これは、東北のほうにもいっぱいありますよ。北陸のほうにも、昔からマタギとか、熊なんかを狩猟して生活していた人もたくさんいるぐらいであったんですけれども、兵庫県の中でも、私たちが、子供の頃は、そんなに熊なんか見たことないですよ。同じように。でも、今、こう見ると。それは、兵庫県の熊というのは、氷ノ山のほうの北のほうの山に生息をしていたというのが、やっぱり昔の最初らしいです。たくさんいたのは。そこから、南へ温暖化によって出て来たということを言うんですけれども、じゃあ、氷ノ山のほうの、以前いたとこがいなくなったかと言うと、そこはいるというんですよ。まだ、同じように。ということは、増えたものが出て来ているということなんですね。

で、ますます、南のほうへ、今、佐用町だけじゃなくって、隣の岡山県、美作の湯郷のあたりも、結構たくさん出て、いろんな問題、対策の会議なんかに、私、行きましたけれども、それが既に、赤穂や上郡のほうにまで出て来ていると。もう県下に広がっています。

これが、まだ、そこらあたりなので、神戸市の久元市長も一番心配されているのが、本当に神戸市あたりに熊が出て来たら、もうパニックになると。温泉街、有馬温泉あたりに出てきたら、観光客なんか来なくなると。そういうことが、あったら、本当に心配だというので、ああして、佐用町の獣害対策についても一緒に学びたいし、一緒にやりたいと。職員も佐用町に派遣をと言いますか、職員の勉強に来て、私とこらも、逆に、そういう神戸市でやっておられるような情報の面で、職員行かせていますけれどもね、神戸市から来ている職員は、そういう野生動物の対策に対して勉強したいということで来ているわけですよね。

それだけ、非常に深刻なと言いますか、切羽詰まった状態になっているんですけれども、 なかなか県のほうは、そこまでの切迫感がないというふうな感じがします。

ですから、この狩猟期間も1か月ぐらいで、熊は 12 月になったら冬眠するというふうに、以前は言われているようですけれども、猟師の方に聞きますと、この辺の熊は冬眠しないと。だから、暖かくなって冬眠する必要がないというところもあると思うんですよ。

だから、狩猟期間も、もっともっと延ばして、やはり人間が恐ろしいと、里山に出てくると、やはり犬が追っかけ、人間が鉄砲で、(聴取不能)で捕獲して、そういう人間と野生動物の境界を、ちゃんと守るように押し戻さないと、そういうことを熊に学習をさせないと、本当に、こういう被害は、いつ起きるか分からいなという状態ではないかと思います。

そういうことで、私は、県のほうにも、狩猟期間を、しっかり、もっと取って、捕獲ができるように、それで、しかも頭数も 800 頭と言ってますけれども、じゃあ、それが、以前は 400 頭ぐらいになったとかという話ですけれども、少なくとも、それぐらい、減るぐらいまではやらないと、本当にこれ、まだまだ増えた時には、もっと大変なことになるということで、そういう機会には、そういう要望といいますか、意見を申し上げております。

猟友会の方にも、お願いをして、猟友会も、本当は、熊、あまり撃ちたくないというのか、犬も殺されて、昨年はやられたんですね。なかなか難しいんですけれども、ベテランの人じゃないと、なかなか、熊の狩猟はできないそうです。

でも、そこらあたりは、やっぱり、猟友会も協力して、そういう駆除に当たっていただいておりますので、駆除駆除言いますと、保護団体から佐用町積極的にやりよんかと、ま

た、抗議の電話があるのかもしれませんけれども、これはこれで、それはもう人の命、町 民の命を守るためにやるんだということで、取り組んでいきたいというふうに思います。 非常に、一通り長くしゃべりました。

〔山本君 挙手〕

議長(小林裕和君) 山本議員。

12番(山本幹雄君) あのね、町長の思いも、よく分かったつもりではおりますけれども、 ただ、ここで幾ら話しておっても、熊はいっこも減らないんですね。実際、減らさせても らわないといけない。

今、言ったように、昔は、氷ノ山のほうにしかいなかったのが、こっちへ来たと。テレビなんか、YouTube、ずっと見ておっても、最近、よくずっと見ているんですけれども、やっぱり、熊がどんどん広がっていると。

例えば、東京のほうなんかも、結構広がっているし。千葉県にはいなかったのに、千葉県にも、もう生息しよると。

これは、どういうことか言うと、今まで、親子でおって、子供が親離れした時に、行く場所が、やっぱり、今までいないところへ、どんどん行くから、どんどん増えるしかないんですよね。

それで、町長も言われたけど、鹿なら、まだ増えてもいいんですけども、熊さんが増えるのは、あんまり、やっぱり好きじゃないと。

この前、猟師さんと話よった時に、その猟師は、こんな雌鹿撃ったらあかんじゃ、何じゃって、ずっと言いよったと。こんなことしよったら、とんでもなく増えると言いよったら、案の定増えてしまったと。これ、熊も同じになるよ。間違いなく同じになるよと。

それで、猟師さんも、実は、やっぱり、あまり撃ちたくはないみたいですね。向こうへ行きよったら撃たない。こっちへ来たら撃つだろうけどって、その人は言っていました。

やっぱり、ちょっと、僕らも捕ってほしいとかいうお願いはしても、やっぱり、ちょっと、怖いかなという気はするし、猟師さんも、ちょっと怖いだろうなというのがあるし、犬の問題もあったりするから、ですけども、これ下手打って、10年して本当に増えてしまったら、猟師さんだけでは、もう対応できなくなるし、恐ろしい話になると思うんです。

今現在、何とか、この前、去年は、下石井で女性の人がかまれて、ドクターへリで運ばれたとかいう話を聞いたし、それぐらいで済んでいる、それぐらいで済んだ言うたら怒られるけど、今年はないけども、どんどん増えたら、それじゃあ済まなくなるし、ちょっと、怖いのは、秋田県だったかで、人が食べられたとか、そういう話、肉食の熊は怖いですよね。町長が言われたように。人間食べて、餌やと思いだしたら、それも、もう分からんようになるわけですよ。はっきり言って。

だから、鈴つけておって、いいのか悪いのかも分からんようになるわけです。餌が来た と思われるから。

だから、そういうことは真剣に取り組んでいかなあかんし、猟期が1か月で、熊が1頭や2頭、今、言われた。多分、もうちょっと、実は捕られておるかも分からんけども、増えておる数は、多分、1頭、2頭ではないはずですよね。雌熊が、いっぺんに2頭、3頭産むと。10頭の雌熊が2頭、3頭産んでも30頭増えるわけですからね。多分、あっと言う間に増えますよね。鹿と一緒で。

だから、これは本当に、町長に幾ら言っても、動物愛護団体がどうの言われるかも分からんけども、だけど、やっぱり、僕がそこに行って話するわけにはいかないし、話できな

いし、僕が行っても仕方ない。やっぱり、ここは町長に、そういうところに出た時には、 しっかり住民の思い、不安は言い伝えてもらわないといけないし、悲しいかな、兵庫県の 知事は、多分、全く、頭では分かっても、腹の中では理解できないと思うね。だから、それ は、こんこんと言うしかないですよね。

動物愛護団体にも、あんたら、その愛護しようかも分からん。愛護しよるのは、おりの中におるからやろと。あんた、おりの外におる熊がおるところで、愛護なんか言えるかと。多分、動物愛護団体の人らは、自分の身の回りに本当に熊がおって危ないなという中で、自分の、例えば、親族、身内が食べられたとか、食べられたでも大けがさせられたいう中で、同じことが言えるかというと、多分、違うと思うんですね。自分らは安全なとこにおってと。

だから、そこらへんは、もうちょっと、町長の思いは分かったと言いながらでも、あと、 どういうふうな対策を、町として考えられるか。ただ、言うだけなのか。そこらへんを、 ちょっと、もうちょっとお願いします。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) いやいや、私にね、言われることは分かりますよ。私も言わせてい ただきまして、そういう思いは一緒なんですよね。

じゃあ、ほんなら町として、じゃあ、この対策どうするのかと。もうそれは、やはり、今、猟友会にお願いして、先ほど言いましたように、積極的にと言いますか、捕獲をし、熊を山のほうへ追いやっていただく、また、里山へ出ていかないような学習をさせる。それは、本当に、熊に対して、熊を出て来た時に、人間は恐ろしいという、そういうことの学習をさせないということしかないんですよね。

あとは、先ほど、少し言いましたけれども、町民の方には、そうした誘引物、そういうものを、できるだけ与えないようにしていただく、なくしていただくということと、やっぱり、自分の身を守っていただくために、特に、朝晩、そういう暗くなるような時に、外、山のほう、そういうところを歩かないようにして、用心していただくとか、そういうことを、広報して、私たちは、町民の皆さん用心してくださいよという広報することしかないわけですよ。

だから、後は、先ほど言いましたように、私も、そうした国のほうでも、そういう問題が非常に大きく取り上げられておりましたから、そういうまで、熊の今の実態、特に、兵庫県におきましては、本当に、都会の人が感じている以上に、知事が感じておられるように、やっぱり、皆さん、先ほど言いました、その一般の人も、知事なんかも、やっぱり都会の人ですよ。なかなか、ここで生活している者にとって、本当に切実な状態、切羽詰まったような状態になっているというようなことが、なかなか分からない。

一方で、行政として、この動物の森林動物研究センター、ここの職員なんかも、基本的には保護ということを中心にしているので、こういうセンターに対して、しかも、やっぱり、数の管理、特に、増えているということは間違いないんで、これを 20 年、30 年の少なくとも前に戻すぐらいな対策をしてくださいと、こういう要求、要望をしておりますし、それを続けるしかないんですよね。

皆さんも、私も、今、猟銃を持って、山を駆け回る年でもありませんし、そういうこともしませんし、山本議員も、多分、今から鉄砲持って、そういうことをしようということにはならんと思うので、それは、やはり、今、猟友会等も高齢化をされておりますけれど

も、普段、通常、熊だけじゃない、鹿が増えてもええわけじゃない。やっぱり、鹿も、本当 に、これ捕獲もしてもらわないかん。イノシシもそうですしね。

何とか、そういう活動を、これを町としても、できるだけ支援をしていく、捕獲していただければ、その報償金を出すとか、いろんなことも、当然、かなりの額を使っていますけども、行政としては、そういうことしかないので、私に、それ以上、何かせいと言われても、それ以上のことは、今、私ができる力も何もありませんので、そこは、よろしくお願いします。

〔山本君 举手〕

議長(小林裕和君) 山本議員。

12番(山本幹雄君) 町長に、今、山に登って、鉄砲撃って、鹿を捕ってくれ、熊を捕ってくれと言うても、なかなか、それは難しいことですし、私にしても、実は、それは、なかなかできませんけれども、ただ、頑張っていただいてる猟友会さんなんかに、この何というか、よそ見たら、補助金じゃのうて、支援金いうのを出しているとこがありました。 1万、3万、5万という形でね。やっぱり、そういうふうにしないといけない時に来ているのかなと。本当に、1万、3万、5万じゃなくして、佐用町は、ちょっと、さっき話よったんですけど、10 頭ぐらい捕って言うたら、10 頭もよう捕るかないう話があって、10 頭捕ったとしても 10 万円 1 頭に出しても 100 万円やと。それで、町民の安心が買えるのなら、それでええんじゃないかと。

今、山道を散歩するのも、ちょっと、控えてほしいいう話になると、こういうことになると、過疎化いよいよ進みますよ。はっきり言って。もう山道、散歩、恐ろしくてできなんだら、それはもう、過疎化、極端に進みますよ。

僕ら、子供に帰って来い、よう言わんようになるでね。はっきり言って。

だから、そういう意味において、これは、本当に真剣に考えないと、このまま、今でも 過疎化は酷いですね。この前の町広報見よって、生まれたのが1人と、亡くなられたのが 31人でしたかね。確か、記憶で、ちょっと、違っておるかも分からん。生まれたのは1名 でした。これ、もっと進めば大変です。でも進みますよね。

僕、よく上月城として、看板書いておるとこ、よく歩いたり、うろうろするんですね。 孫も連れて歩いたんですけど、熊が出るかも分からんいうたら、もう歩けない。今年は、 極力歩かない。もし出たら大変です。子供なんか連れていたら、絶対に行かない。そうな りますね。

ただ、あの近辺で熊を見たという話は聞いたことないですよ。ただ、そこの、例えばの話で、よそでも同じだろうと思います。

そういう中で、佐用町の人口を何とかしようって無理ですは。住まないですよ。

そういうことも考えて、ちょっと、厳しいかも分かりませんけども、町長に、後、捕れる日もないんですけども、それは、今年だけの問題じゃなく、来年、同じ問題出ると思います。

そして、冬眠しない熊いうのは、穴持たずいうらしくして、この熊狂暴らしいです。やっぱり、どうしても腹が減るから。腹が減ったら狂暴になると。だから、この近くには、年を明けたら、今は、お腹が膨らんでおるかも分からんけども、狂暴な熊が出始めるんだと。余計、心配、3月頃から不安になりますからね、特に、そういうことを含めて、町長に、もうちょっと、厳しく、県のほうに話をしてもらいたいなと思います。

一応、この話は、ここまでとしまして、次に、農業のほうの話を、このまま進めさせて

もらいます。

住民の方と、よく話をしますけども、この先、いつまで農業が、田んぼが続けられるのだろうかと。今でも放棄田が多くあります。本当にこう、たくさんあります。今後、その状況がますます酷くなることは間違いない状況が来ると。大型農家さんが放棄田を引き受けて、ある程度は耕作していただいておるので非常に助かってはいるが、高齢の農家が農業を続けられない状況になり、さらに、放棄田が増えれば大型農家だけでは対応が難しくなる。それは、以前から言われているが、年々、酷くなってくる状況ではあると思う。大型農家さんさえ高齢で続けられなくなってきている状況にある。大型農家さんだけに頼る施策ではなく、もう少し条件の緩和が必要ではないか。例えば、1町以上の田を耕作をされている方に、幾らかの補助金を出すとか。そういった考えはないのか。そういった考えで、ちょっと、答弁のほど、よろしくお願いします。

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長 (庵逧典章君) それでは、山本議員からの 2 点目の佐用町の農業についてのご質問 にお答えをさていただきます。

本当に、佐用町の農業、本当に厳しい、それこそ、危機的な状況にあるという認識を、 お互い、今、共有しているわけですけれども、この問題についても、昨日、幸田議員から のご質問もありまして、いろいろと答弁させていただきました。

議員、ご指摘のとおり、過疎化と農業者の高齢化の進行に伴い、耕作放棄地は、年々、増え続けている状態でございます。ほ場整備等耕作条件の改善が図られた農地であれば、担い手等に耕作をしていただける可能性が高いわけですけれども、そういうほ場整備をした耕地でさえ、もう放棄されているところも見えてきましたし、特に、もう未整備田の狭小かつ不整形な農地を新たに耕作しようとしていただける方は、それもう、ほとんどございません。現状においては、地域内の方が、その地域の保全のために、耕作放棄地とならないように農地を維持管理し、維持管理ですね、本当に、なかなか、農業としての事業として成り立っているわけじゃないんですけれども、耕作放棄地とならないように、農地を、管理をしていただいている状況であります。それらの方が、お年を取られて、リタイヤされた際に、次を担っていただける方がないということ、それは、本当に、そういう方を期待しても、なかなか、そういう方、次を担っていただく方という方は、なかなか出てこないというのが、どこの集落においても、そういう状況ではないかと思います。

ご質問にございます、今、例えば、1町以上の田を耕作されている方に、幾らかの補助金を出すとか、そういう考えはないのかというお話、質問ですけれども、この点については、昨日のご質問でもお答えをさせていただいたとおり、佐用町においては、以前から、そういう状況が、どんどん進んでいく中で、そういう耕作放棄地、放棄田を、少しでもなくしていくといいますか、つくらないために農業が、自分自身できなくなった方、そういう農地を何とか地域で農業を担っていただく方、そういう方に預けて、それを守っていただくということを前提として、農業の担い手確保補助金という制度をつくっております。

この制度の内容につきましては、ご存じのように、1町以上作付けされている方に対して、反当たり、認定農業者の方には1万円。それ以外の方には7,000円を助成をさせていただいておるわけでありまして、この佐用町独自のこの制度でありますが、この制度が、もしなかったら、なかなか、今以上に、こうした耕作放棄地というのは、もっともっと増えているのではないかなというふうに、私は見ております。

この制度を利用して、農地を預け、また、耕作していただいている。ただ、その面積も、年々増えてきて、昨日もお話ししましたように、補助金も、当初の3倍ぐらいに、もう既になって、3,600万円、もうすぐ4,000万円近くになっていきます。それぐらい、地域での実情は、非常に厳しい状況にあるということだというふうに思います。

この制度によって、新たな、何とか耕作放棄地の増加を抑制できないかということで、 思っているわけでありますけれども、やっぱり、なかなか、これにも、限度が来ていると いう状況で、本当に、条件の不利地、耕作がしにくい条件が悪いところについては、もう 引き受け手は、ほとんどないという状況ではないかと思います。

そういう中で、こういう制度以外にも、もち大豆や、ひまわりなどの奨励作物の生産に対する補助や農業用機械の導入、獣害防止柵への支援など、佐用町として、独自の農業支援策を展開しておりまして、今後も、佐用町の農地や農業者を守るため、町としては、こうした今までの支援制度を、これを何とか継続して、できるだけのことを続けていきたいと、そういうふうに、今、思っているところであります。

なお、農業者の方には、安定的に持続可能な農業経営を続けていただけるように、高収益作物の生産や省力化、合理化に取り組んでいただきたいというふうに、考えておりますが、ただ、なかなか、これも、そうした作物、そう簡単に高収益を上げるような作物がないのも現実であります。何とか、そういう中で、工夫をして、そうした取組ができないかということで、農業改良普及センターや JA 等専門家の方の意見をいただきながら、農業経営の安定化に向けて、引き続き、そういう面でも支援もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長(小林裕和君) 山本議員。

12番(山本幹雄君) 昨日の幸田議員の答弁、聞かせていただいておりまして、そうなんですけども、そうなんですけども、これも熊と一緒で、何とかせなあかんなというのが、何とかしてもらいたいなという思いの中で、前も同じような質問したりして、ただ、認定農業者の場合、380万円ぐらいが見込めるとかいうのがありますよね。つくるのであれば、20町。30町ぐらいなのなるでしょうけど、担い手さんの場合、1町以上。1町以上で2町作ったとして、1町分は7,000円で、7万円という金額の中においては、なかなか実は、今、8反作っておる人に、わしの預けたで、ちょっと、やってくれんかっていうのが難しいというからね。

そうですよね、1町以上で、1町から2町だったら、2町だったら1町分しか出えへんはね。だから、7,000円で1町分と言ったら7万円やでね。だから、それを、もうちょっと、工夫して、今、議員の者から聞いて、大きな金が補助金として、実は出ているいうのは、これもよく分かるんですよ。実際問題ね。そうなんですよ。かなり担い手、数も、昨日も聞いて、かなり増えているし、そういうのも分かるけど、ただ、それでも、現実として、放棄田いっぱいできていると。そういう中に、さっきの話にもあるけど、熊やイノシシや鹿が下手したらすみ着いておるんですよね。あいつらも山へ帰らんしね。そこにおるほうがいいもんね。側で餌があるわけだから。

だから、ここを何とか、きれいに整備する方法いうのも考えないと、町長も頭の痛い問題を質問しているんだろうなというのは、よく分かるんだけども、そこに現実として、現実として、草ぼうぼうのところがようさんあっちゃいけないと。

昨日、聞けば、耕地整備のほうも、今まで3割補助だったのが、もうちょっと増やすと。 負担を軽減するみたいな発言もされていましたし、これはいいことだな思って聞いていま した。そうしないと、ちょっと、場所が悪いと、大型の機械入らないですよね。担い手さ んに、やってほしいと言っても無理ですからね。

でも、担い手さん自身も、もういっぱいいっぱいのところ、もう来ているんじゃないかなというのがあります。

そういう中で、ちょっと、認定さんも無理やから、難しいから、担い手さんが、もうちょっと引き受けられる状態をつくれないかなということで、そうすることによって、放棄 田が、もうちょっと、何とかならないかなと。

昨日、要は、幸田議員が言われたのと、主旨的には同じようなことです。どうしても、 この今持っている、荒れた田んぼ、ここらへんを何とかしないと、大変なことになって、 先ほどの熊と一緒で、本当にこのままでいったら、過疎化がどんどん進んでしまう。

佐用町合併以降、非常に過疎化が進んでいるけど、さらに進むようでは、何とか、これ を止めるというのが、佐用町の、今、一番大きな課題なのかなということを思います。

そういう意味で、もうちょっと、反 7,000 円なら、もうちょっと、出せるとか、そこら へんの考えとかはないかなというのが、ちょっと、伺いますけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 佐用町が取り組んでいる、今の事業の内容については、十分、ご理解をいただいているということですので、同じことを繰り返しても仕方ないんですけども、認定農業者、大規模農家については、1万円の補助をしております。通常の1町以上の、そういう認定農業者でない方の、言えば、ある程度の規模でやっておられる方については、7,000円ということにしておりますけども、やっぱり、認定農業者の方等にお話を聞いても、この佐用町の制度は、本当に助かっていると、逆に、これがなかったら、なかなか、そうした土地を預かってまで、次々増やしていく。事業を続けていくのは難しい。何とか、これだけは残してほしいというのが、やっぱり本音。切実な思いだというふうに聞いております。

20 町預かっておれば 200 万円あります。それから、認定農業者等、それから、大規模の方については、ほかのいろんな支援制度というのがあって、農業機械、今、本当に、ちょっとした農業機械買っても何百万円という非常に高額な農業機械、そういうものを導入しないと、また、農業ができない。そういう場合にも、そうした大規模な方、農家、認定農家であれば補助金が出る。そういう補助制度に乗せて、機械の購入についても助成が受けれるということです。

ただ、やはり、今、私たち国のほうでも、いろんな議論している中で、農水省の幹部の方とも話をする中で、やはり日本の農業、確かに、小規模で、今まで続けてきた、特に、西日本のような農業というのは、非常に規模の小さい農業です。でも、そうした中で、食料、日本の自給率が、もう40%を切っているような状況、食料の安全保障とか、そういう点から考えても、やはり国土全体で、食料を安定的に生産をしていく、その体制というのは、日本にとっては、安全保障上も非常に重要ではないかと。そうなってくると、大規模な農家だけに優遇措置をして、小規模な農業者には何もないということでは、そういうものを切っていくという政策は、これは非常に日本にとって大きな問題、禍根を残すんじゃないですかと。

農水省のほうも、10年ぐらい前は、そういう方針だったんですね。農業をやめる時には、 そういう機械の保障とか、農業をやめる方に対して補助を出すと。だから、もっと、そう いう小規模なものはやめてくださいというような政策を、農水が一時打ち出したんですね。 でも、やっぱり、農水もそれでは駄目だということに気がついて、今は、いろいろな多 角的な、また、多様な農業というのを、もう一度打ち出してきております。

このたびの、現在、今、国で議論をされている食料・農業・農村基本法という、今、法律ですね。この改定が、今、議論されているんですけれども、その中にも、そうした小規模な農業についても、ちゃんと、手当ても、その支援をしていかなきゃいけないということも謳われているということで、農業を守るということは、農村を守る。農村を守るというのは、やっぱり、その地域を守るということになるわけです。

最後に、そういうことの中で、具体的な中で、その1万円をもっと、7,000円をもっと上 に上げたらどうだと。これは、いろんな補助金の話の中で、たくさんのほうがいいのに決 まっていると。もらうほうはね。それは、分かるんですけれども、やはり、先ほど、言いま したように、当初、この制度始めた時に、面積としては、120 ヘクタールぐらいだったか な。1,200 万円ぐらいだったんですね。予算として。それが、今は、3,600 万円。 3 倍以上 になって、さらに、先ほど、申し上げましたように、これが、まだまだ増えていく、増える と言っても、担い手なり、認定農業者が引き受けていただかないと、それはないんですけ れども、ただ、引き受けないと、今度逆に、議員お話のように、耕作放棄地が増えていく ということにもなるわけですけれども、そのへんのバランスと言いますか、兼ね合いが、 非常に難しいとこで、この制度、何度も言いますけども、近隣のところでも、こういうこ とやっているところはない。農水のほうで話しても、全国的にも、こういう制度取り入れ て、そういう小規模な農地を守ろうというような政策をやっているところというのは、本 当に、もう、まれなんですよね。佐用町よくやっているね。そんなんで、財政大丈夫なの かというようなことも、よく向こうでは言われますけれども、でも、これをやらないと、 本当に、もっともっとなるんですよということをね。だから、国のほうとしても、もっと 力入れてくださいという話にしているんですけれども。

何とか、この制度自体をなくすわけにはいきませんので、これを、まずは継続していくということ、これが基本です。

あとは、そういう小規模な農業者に対しても、ほかの支援面で農業機械なんかも、小規模な農業にも何とか国も、もっと目を向けていただいて、少しでも補助が出るようなことということを要望しているんですけれども、それは、どうなっていくか分かりませんけども、そういうことに力を入れていきたいということですので、今すぐに、これを、じゃあ、7,000 円を1万円に、1万円を1万5,000 円に上げろという気持ちは、よく分かりますけど、その要望に対して、「はい、分かりました。そうします」とは、なかなか言えない状況だということは、ご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長(小林裕和君) 山本委員。

12番(山本幹雄君) (聴取不能)、まあ、私も監査していまして、そこで補助金で、A さんに(聴取不能)とか、Bさんにとかいうのを見させてもらって、そういうとこで、農業の話を監査の中でも、結構、実はさせてもらっています。

まあまあ、それは、佐用町にとっては、絶対、こういうようなものをなくすわけにいかん。必要なんだという話の中で、結構して、させてもろたりはしているんですけれども、

ただ、15、16年前亡くなられた方ですけども、農業の、そういう大きなとこで、あまり言うとまずいのでなんですけども、人がよく言われておったんが、大きな大規模な農家さんに国なんか力入れて、佐用町も力入れよるけど、佐用町みたいなとこは、小さな農業に力を入れないと駄目でしょうと言われたんです。そうですねって。大きな田んぼだけじゃなくして、小さな田んぼあるし、1戸当たりの田んぼの持っておる面積は少ないんだから、そこらへんを、もうちょっと救済する方法を山本さん考えなあかんでしょうと言われたりしたことあるけど、なかなか、私もそうですねって、思うけども、なかなか、それはしにくいし、町長も、そういう答弁なんだろうと思うんだけども、実際問題、今、大型農家が、さっき言ったように、認定さんなんかだったら補助あるけど、担い手さんの場合、なかなか、ちょっと難しいと。

ところが、今、8反作っている人が、1町2反になったとして、じゃあ機械はどうかって、やっぱり、そこそこ大きい機械入れながら、やっぱりやろうとすると、やっぱり補助金頼みでもできないけども、ただ、それで収益でやれるかというと、とてもやれる状況ではないと思うんやね。

そこらへんで、ちょっと、頭が痛い問題かも分からんけども、いろいろ、今後、そういうふうに、今の農業、この荒廃している農地を何とか維持し、佐用町という過疎地を何とか守っていかなあかんということになれば、こういったことにも、力を今後入れていくべきではないかなという思いの中で質問させてもらいました。

一応、今日は、ここで質問終わりますけども、農業のほうも、やっぱり佐用町の町というのは、山と田んぼの町ですから、そこらへんに、今後、力を入れながら、よろしくお願いしたいと思います。

はい、質問終わります。

議長(小林裕和君) 山本幹雄議員の発言は終わりました。

続いて、10番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番 (廣利一志君) 10番議席、立憲民主党の廣利でございます。

今日は、拠点施設、笹ヶ丘荘、ゆう・あい・いしい、幕山小学校跡等への支援の在り方について問うということで、質問させていただきます。

本町の特性の1つは、谷が深く横への往来、交流などが難しいところです。それぞれの 谷筋に学校があり、行政施設などがありました。

しかしながら、急速な人口減、住民の流出で閉校、閉鎖、統合が行われ谷筋から拠点施設がなくなり、それが唯一の原因ではないでしょうが地域の活力・元気もなくなってきたように思います。

小学校跡の利活用では無償貸付けで、にぎわいの創出、魅力の発信、住民の集う場として、それぞれで取り組まれていますが、時を同じくして、事業を継続されないことを全員協議会で聞きました。

また、新しい農業に挑戦する取組も、同じ時期に休止が発表されました。拠点施設への 支援のありようについて、町長の見解を求めます。

まず、1点目、地域の魅力の再発見、発信、集客の観点から笹ヶ丘荘、ゆう・あい・いしい、幕山小学校跡、旧三土中学校跡、旧三河小学校跡、奥海キャンプ場について、まず、現状の認識をお聞かせください。

2点目、上記6か所が属する地域の人口減少、住民流出を15年、10年以前との対比で、

町内の他地域との明確な相違があるのか、見解を教えてください。

3点目、拠点施設への支援は必要だというふうに思いますが、そのためには、定期的な面談等の開催で、課題の把握、問題点の共有化というのが必要だというふうに思いますが、 その点は、満足を得る形で実施できているのでしょうか。

4点目、人口増は望めず、いかに減少を抑え、住民の地域からの流出のスピードを抑えるか、その点について、行政からの拠点施設への支援の必要性について見解を、改めて問います。

5点目、利神小学校跡については、東京の JIA、ジャパンインベストメントアドバイザー (株)に、無償貸付けが、先の議会で決まりましたが、学校跡の利活用に向けた工事などを含めた進捗について、お聞かせください。よろしくお願いします。

再質問は、所定の場所から行わせていただきます。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、廣利議員からの拠点施設、笹ヶ丘荘、ゆう・あい・いしい、幕山小学校跡地等への支援の在り方についてのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の地域の魅力の再発見、発信、集客の観点から笹ヶ丘荘、ゆう・あい・いしい、幕山小学校跡、旧三土中学校跡、旧三河小学校跡、奥海キャンプ場の現状の認識についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

初めに、笹ヶ丘荘につきましては、町営施設のため、他の施設とは性質が異なりますが、町民の多様なニーズに応える福利厚生施設としての役割も保ちながら、運営を続けており、施設や設備等の老朽化も見られる中、工夫をしながらスポーツ合宿を中心として、集客を図っております。秋以降につきましては、徐々に法事や宴会等の利用も増えて、12月のこの忘年会シーズンも多くの予約をいただいておりますので、今後も効果的な PR を行い、集客に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ゆう・あい・いしいにつきましては、平成31年1月から令和5年12月末までの5年間、合同会社ティ.エヌ.ビーと無償貸付契約を締結いたしております。コロナウイルス感染症の影響などにより経営が厳しくなる中で、施設・設備の老朽化による高額な修繕が見込まれることから、残念ながら10月末で営業を終えられ、年内に片付けをされることとなっております。今後は、まず、石井地区の皆様のご意見もお聞かせいただき、今後の施設の有効活用等についての協議も行っていく予定でございます。

次に、旧幕山小学校跡につきましては、平成 30 年8月以降、やまのいえ幕山により、運営をされております。事業内容は、地域のかたが集える喫茶・食堂・憩いの場の運営とともに、地元で採れたお米や野菜などの農産物、また、お弁当の販売のほか、田植え体験や稲刈り・餅つきイベント、ホタル観賞ウォークラリーなど、地域ならではの行事の開催のほか、社協の配食サービスへの協力など地域福祉にも貢献いただいております。しかしながら、今年9月に代表の大西氏から、夫婦二人で運営しているが、農繁期を中心にお弁当づくりの手が回らないこと、今後も事業の利益が見込めないことなどから、来年3月末をもって廃業したいという申出がございました。これまでの地域のための取組に感謝を申し上げるとともに、3月まで引き続き支援はしてまいります。

次に、旧三土中学校跡につきましては、平成29年1月から佐用・IDEC有限責任事業組合による佐用まなび舎農園として、大規模ハウス型の農業施設でトマト栽培も行ってまい

りました。何度も、この点については、ご説明を、今まで、報告もさせていただいたとおり、農園の収支状況は、毎年度赤字の状態が続き、太陽光発電事業の収入で運営を補完している状況が続いている中、経営状況の改善を目指して、栽培・販売・管理運営等、様々な改善策の取組を行なってまいりましたが、事業を継続していくだけの収支改善が見込めないため、農園事業につきましては、一端休止することといたしました。夢茜ブランドとして、地域にも定着していたことに加えて、地域雇用の確保、また、佐用高校との連携など構築してまいりましたが、今後、これまで以上に地域振興につながるような施設活用の在り方について、これも検討をしていかなければなりません。

次に、旧三河小学校跡につきましては、特定非営利活動法人保健福祉文化南光基金による佐用・三河小アートセンターとして、今年の夏以降、同法人の代表理事である新庄氏による歯科診療室の運営や、三世代交流を促すための立ち寄りサロンの開催、美術品の展示などのほか、中国古楽器の展示・活用、音楽コンサートの開催、また、移動プラネタリウムの開催拠点として活用されております。地域住民のかたが気軽に集える場所にしたいと、新庄氏がおっしゃっているとおり、同校跡地が地域住民の交流の場や地域のにぎわいの拠点として、今後も継続的に活用していただけるように、支援もしてまいります。

最後に、おねみ滝谷キャンプ場につきましては、平成31年4月から、特定非営利活動法人森のわんぱく冒険塾により活用をされております。全国的なキャンプブームの中、同キャンプ場は、テントサイトのスペースが狭いことやオートサイトの数が少ないことなど、利用者のニーズに応えることができていないために、利用者数は減少しております。現在、キャンプサイトの拡幅工事等の計画について相談を受けており、改修図面等の作成をお願いしているところでありまして、今後も、地元との調整など、可能な限り、町としても支援を行ってまいります。

次に、2点目の拠点施設6か所が属する地域の人口減少、住民流出の15年、10年以前の対比ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

数字的な、統計的なことなので、ちょっと、複雑な答弁になりますけれども、そういう 要求でありますので、お答えをさせていただきます。

令和4年3月末の住民基本台帳人口を基準とした上で、拠点施設6か所が属する旧小学校区単位における各地区の10年前、15年前の人口減少率を算出をいたしますと、笹ヶ丘荘の属する久崎地区は10年前から25%減少、15年前から33%減少しております。ゆう・あい・いしい及びおねみ滝谷キャンプ場が属する石井地区は、10年前から24%減少、15年前からは34%減少しております。幕山小学校跡が属する旧幕山地区は10年前から16%減少し、15年前からは25%減少しております。旧三土中学校及び旧三河小学校跡地が属する三河地区は、10年前から26%減少し、15年前からは33%の減少となっております。

これを他の地区と比較しますと、新興住宅地の増加などにより人口流入が比較的多い佐用地区では、10年前からは10%の減少。15年前からは14%減少となり、6か所の拠点施設の属する地区と比較して人口減少率は当然低いものの、その他の地区、例えば、江川地区では、10年前から23%の減少、15年前からは31%減少しており、徳久地区では、10年前からは17%、15年前からは23%、三日月地区では10年前からは20%、15年前からは25%の減少というふうに、どこの地区においても、相当の減少となっており、地区によって、明確な相違があるとまでは言えない状況ではないかというふうに思います。

次に、3点目の定期的な面談等の開催で、課題の把握、問題点の共有化が必要だと思うが、それが実施できているのかというご質問でありますがまず、笹ヶ丘荘は町営施設のために、支配人や施設職員のみならず、担当する商工観光課が一緒になって課題の把握、問題点の共有やその対応等を行ってきております。

次に、学校跡地である旧幕山小学校跡、旧三土中学校跡、そして、旧三河小学校跡につ

きましては、他の学校等跡地施設同様、定期的な活用状況の把握のため、毎年度の年度明けに活用事業者から、前年度の事業内容や現状の課題、当面の目標が記載された活用事業実績報告書を提出をいただき、課題の把握・問題共有などの状況把握に努めているほか、不定期でありますが、職員が施設に立ち寄って状況をお聞きしたり、施設管理や地域との関わりについて、相談があれば応じるなど、適宜フォローに努めているところでございます。

次に、ゆう・あい・いしいにつきましては、電話や職員が立ち寄るなど、利用や運営状況を確認してまいりました。今年度に入ってからは、施設や設備の不具合があるとの相談を受け、たびたび面談を行い、その対応等について協議を行ってきたところでありますが、事業者で修繕等を行っていただく必要があるために、今回の営業の終了となったところであります。

最後に、おねみ滝谷キャンプ場につきましては、問題や課題があるたびに面談を行い、 課題を共有して、解決に向けて取り組んでおります。また、交通問題やごみ問題などが発生した場合、地元自治会長さんや役員の皆さん、また、住民の方々のご理解とご協力をいただけるよう自治会とも協議を行い、スムーズに施設運営ができるように、適宜、フォローに努めているところでございます。

次に、4点目の人口減少や人口流出を抑えるための行政からの拠点施設への支援の必要性についての見解ということでありますが、人口減少への対応については、佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略を策定して、人口減少への適応、人口減少の緩和、地域の魅力・元気づくりを3つの基本方針として、各方面の戦略を展開しており、地域の活性化や地域課題の解決を目指して、学校等跡地の利活用推進や観光拠点施設の運営支援など、施設の支援についても盛り込み、取組を進めてきたところであります。しかしながら、学校跡地の拠点施設につきましては、必ずしも人口減少緩和を目的としているものばかりではなくて、地域のにぎわいづくりや産業活動の場としても活用されている事業もありますので、これらの拠点施設の成果として人口増や人口流出の抑制だけを指標とするのは、適当ではないというふうに思われます。

笹ヶ丘荘は、さらに利用者の方に満足いただけるようなサービスの提供や収支の改善に 努めるとともに、町営施設のため赤字分については一般会計から補てんするなど経営の安 定化を図っているところでございます。

その他の拠点施設につきましては、土地及び建物の無償貸付けなどの経済的支援に加えて、先ほど申し上げました、町としての定期的なフォローアップや相談体制の確保などのソフト面での支援にも努めております。なお、支援の必要性につきましては、町内の他の民間企業との均衡を図る意味でも、拠点施設を活用する事業者の自立的な事業経営を原則とするべきものでありますので、町は事業者のサポーターとして、できる限りの後方支援を行うことを基本方針として、これまで取り組んできたところであります。

最後に、5点目の利神小学校跡の利活用に向けた進捗状況ということについて、お答えをさせていただきます。

9月議会にてご承認をいただいた、JIA 社と5か年の無償貸付契約を締結いたしました。 現在は、JIA 社に来町いただきながら、施設の確認や改修計画の作成など、今後の具体的 な活用開始に向けた協議を行っているところでございますが、当面は校舎を林業に関する 調査研究の拠点としつつ、貸し付けている学校グラウンドの一部に早生樹ユーカリを育苗 するためのハウスを、この年度内に建設をされるという予定だというふうに聞いておりま す。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[廣利君 挙手]

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) まず、この休止が発表され、休業、撤退が発表されました3か所の 施設についてなんですけれども、そもそも、町からの支援がされてなかったんではないか なと。あるいは、少なかったのではないかなと。

まなび舎農園は、まさか、そんなことはないということでしょうけれども、もう1回、繰り返しますと、そもそも、この3か所については、町からの支援というのが、されていなかったか、少なかったかという点については、町長、いかがですかね。

〔町長 挙手〕

町長(庵逧典章君) 3か所を一括りに、それぞれ違いますから、まなび舎農園については、全く状況が違うと思います。有限責任事業組合で、続けていこうと思えば、赤字覚悟で、できる内容ですから、それは、(聴取不能)的な状況判断で、ここで一旦止まって、次を考えなきゃいかんということであります。

ただ、こうした跡地の活用、これは議会にも承認をいただいて、財産の無償貸付けを行っております。だから、その無償貸付けそのものが、まずは最初の支援です。そういう事業を行っていただく方への支援になるわけです。

ゆう・あい・いしい、また、幕山のやまのいえとして活用されているところについても、 そうした最初の活用計画といいますか、活用申請、その内容は、よくしっかりと施設も見 ていただいて、こういう事業をやりたい。そのために無償貸付けをしてくださいという申 請もいただいて、審査をして、当然、議会で承認をいただいて貸付けを行っているという ことでありますので、その支援がなかったんじゃないかというふうに言われますけども、 それに対して、逆に、例えば、経済的な運営に対して支援をしているということをすると いうことになれば、また、それも問題になるわけですよね。

ちょっと、ゆう・あい・いしいは、そうした、ああして、1つの合同会社という形の運営でやられましたし、幕山のやまのいえというのは、地域のいろんな、そうした皆さんの活動の中で、代表者である大西さんが中心になって、いろんなことを地域で取り組みたいという思いでされておりまして、それに対して、そうした補助金とか、運営補助とか、そういうことは、それは、同じように、何も、それはしておりませんけど、でも、それは、最初の契約の中での、ちゃんと謳い込んであるとおりでありまして、特に、町の支援がなかったからやめるんだということでは、当然、そういうことに持って行かれたんでは、ちょっと、町としては、それは心外であろうかと思います。

少なくとも、5年間の契約という中で、そういう、ほかの施設もありますから、一応、契約上、こうして契約が切れたり、途中から利用者も、そこで事業を中止します。やめますと言われても、逆に、町としては、それは困りますよとは言えない。そういう契約にもなっておりますので、そういう申出があった以上、内容もよく聞いて、それぞれがやむを得ないと、今回の今の事業は、そこで廃業されて、じゃあ、後どうするかという問題は、また、町のほうに戻ってくるわけです。だから、町としては、そのまま、それをどうするかという、また、大きな課題を抱えた中で、これから地域の皆さんとも協議をしていかなきゃいけないということになります。

〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 議会の承認を経てしたわけですし、議会の議決を経てですので、町 長の責任を問うとか、役場の責任を問うということではありません。

で、それは、そうであるなら、議会の責任も問われるというふうに思いますし、この学 校跡地等々については、私は、幾つかの点で反対しました。

反対しましたけれども、議決を経てですので、これは、そしたら、人口増、人口減少と 明確な論拠というのは出ていないということでありますけれども、様々な要因が重なって、 それぞれの谷筋にある拠点施設がなくなるということは、その地域の皆さんの活気という のを、やっぱりなくしたであろうということについては、大方の方の賛同を得られるとい うふうに思うんですね。

で、まず、そういうことが、前提で、それで、議会の責任というふうなところも思いながらですけれども、まず、笹ヶ丘荘と、それから、トマトの工房、旧三土中学校については、ほかの施設とは、ちょっと、形態が違います。形態が違いますけれども、拠点施設であるということ。その意味では、一番最高な支援が財政的な、人的な支援があるのが笹ヶ丘であり、トマトの工房である。そのことを、まず、頭に置きながらですけども、ゆう・あい・いしいと幕山小学校については、やはり、財政的な支援とか、人的な支援ではなくて、いろいろ支援の方法があったのではないかなという点については、ちょっと再度になりますが、お聞きします。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) また、同じようなお答えになるかもしれませんけれども、やはり、例えば、ゆう・あい・いしいも事業として、そういう飲食店、飲食を中心とした、ああした 運営をされました。これは、民間の町内にも、いわゆる食堂とか飲食店、経営されている 方は、たくさん店も、それでもあります。そこについても、大変厳しい状況の中で、皆さん、経営努力をされております。だから、ゆう・あい・いしい、非常に地理的に、ああして 石井の佐用町の中心部から言えば、かなり離れたところ、しかも高速道路が、姫鳥ができて、もとの 373 の通行量も非常に少ない状況になっています。だから、あそこを運営していくのは、非常に厳しいということは、最初から、当然これは、今の経営者のほうも分かっていると思いますし、それにおいて、じゃあ、ああいう条件の中で、どう経営していくか、あの施設を活用していくかというのは、やはり、経営努力というところは、当然、必要なんですよね。

ゆう・あい・いしいについては、特に、佐用町が、旧佐用町の時に、統合をして、それこそ、今、廣利議員がおっしゃる地域のにぎわいを何とか守ろうと、地域の皆さんが、ああいう施設を自分たちで経営をして、自分たちで地域の拠点施設として、旧石井小学校跡地を活用して、それを運営しようということで始めた事業です。

おねみ滝谷キャンプ場も、学校跡地じゃ何もなかったんですけれども、奥海という地域で、自分たちで、やはり経営を、みんなでやろうと、そういう力が、言わば、その当時はあったのではないかと思いますけれど、だから、ひなくらリフレッシュビレッシという組織

もつくり、ゆう・あい・いしいについては、有限会社をつくって、地域の皆さんが、それぞれ役員になって、従業員を地域の皆さんの中から出て、みんなが協力をして、運営をずっとしていただきました。

ただ、そのこと自体が、もう地域としてもできないということで、地域は経営から撤退をしたいという申出で、状況から見れば、もうこれ以上、地域の皆さんに、し続けてくださいと、当時の約束はそうじゃなかったですかということを言ってみても、現状が、そういう状況ですから、やむを得ませんと。

だから、後を、じゃあ、どうするかということで、募集をしたら、今の経営者の方がやりたいということでの申出があったわけで、それを、先ほど、言いましたように、契約の使用状況、条件というのは、自分で、今のまま引き取って、それを無償で使っていただくということで、当時は、経営が成り立つというふうに計算されたと思いますけどね、計画は、実際、やってみると、コロナのこともありましたし、条件的に、そういう場所の問題もあって、なかなか、それだけの利益、集客ができなかったということだとは思いますけれども、それに対して、廣利議員も、じゃあ、町が、もう少し何か支援の方法があったのではないかと言われても、それは、一般の、逆に支援と言っても、人的な支援ができるわけじゃないんで、やはり最終的な支援ということになると、経営的な支援、それは、補助金とか、ほかの笹ヶ丘と同じような話ですよね。いうことになってしまうと、これは、また、町の施設ではないので、一般、ほかの町内の飲食店の皆さん方、それだけ厳しい中で、じゃあ、私たちも同じようにしてくれと言われるのは当然ですよね。そんなことは、できませんよというのが原則。

ただ、利用の仕方について、また、あそこの運営の仕方について、職員も、私も何回も、あそこへ行って食事もしたり、話も聞かせていただきました。あそこの特徴である場所の、ほかの附属施設、ドームもあり、体育館もあり、運動場もありますよと、そういうものも使って、何とか集客ができるように考えていただいたらというようなアドバイスも、町職員としてはしていると思います。私も、そういう話もしました。

ですから、それは、なかなか、人出が回らないとか、できなかったということです。

それから、幕山においては、これは小学校でした。なかなか、学校の建物を活用して、それを、うまく使ってやろうというのは、施設としては大きいですから、だから、あの部分については、町としても、建物を修理してくださいとか、そういうことまで求めてはおりません。ただ、無償で、あの場所を1階の部分を使って、そうした運営をするんだということでしたから、それは、それで、頑張ってやってくださいということで、今日まで来たわけです。

ですから、町として、じゃあ、ほんなら、何のそういう場合に、今後とも、ほかの施設もあります。貸している。そういう施設も同じですけれども、立場として、そういう施設を活用していただくのに、難しい、非常に経営が厳しいから、それを支援してくださいと言われても、なかなか、その支援の内容というのは、具体的には、そう同じように、ほかの民間なり、個人的にされている方とのバランスも見れば、できることというのは、本当に限られている。だから、職員も、そういう相談を受けて、それに対して、アドバイスをしたり、一緒に考えるということが、一番の支援になるというふうに思いますれどもね。

〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 結局、その支援の支援というところについての定義というか、在り

方というか、そこになるというふうに思うんですけれども、私も、今回というか、ここの 拠点施設については、この質問取り上げるに際してもありましたけれども、いろいろと、 お話を聞きたいということで、いろんな箇所で、その話をさせていただいたんですけれど も、支援というところで、例えば、財政的な支援というのを、これ以外にも、全部で2か 所ぐらい、確かあったと思いますけども、財政的な支援を求められているかというと、そ れは、私は、そんな話を全く聞いておりません。

要するに、町からの財政的な支援がほしいんだということを言われていません。

じゃあ、支援の在り方、どんな支援があるかというと、要するに、財政的な支援と人的な支援以外に、私は、やっぱりいろんな支援があったというふうに思うんです。それは、例えば、トマトをつくっているトマト工房のところだと、2か月に一度経営会議をしているんですね。これ、要するに形態が違うと言われたら、まさにそうなんですけれども、要するに情報の共有とか課題をお互い持つと、最低限、やっぱり、そういう形で面談をしていくというふうなところが必要なのではないかな。必要だったんではないかな。

で、先ほど、町長のお話ですと、年度明け、要するに前の年度の実績報告を出して、そこでは情報共有をするという話でしたけれども、先ほど、言いましたように、支援の在り方というふうなところを、そういう形で、最高レベルが月2回ですけれども、拠点施設に対して…、2か月に一度ですか、2か月に一度ですけれども、そういう形での情報共有をしていくというふうな形は、これは、今後もありますので、それは、できないことなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 組織として、しっかりとしている IDEC、LLP とは、また、ほかの 施設と同じレベルでは考えられないとは思います。

ただ、先ほども申しましたように、それぞれの施設の方についても、1年間の、まずは、振り返って、実績と、今年の計画、その中での課題、こういうことを、やはり、きちっと報告をしてもらうようにと、これは指示して、それをやってきておりますし、その中で、先ほども答弁でも申しましたように、不定期で、じゃあ、向こうも人数の少ない小さな組織ですから、じゃあ今日は、経営会議を行いますというようなものではないんですけれども、職員もそうした施設に赴いたり、また、その経営者の方も、町のほうの担当のほうにも来られたりして、状況を、これで困っているとか、こういうことではという話と、こちらも、私も先ほど言いましたように、その施設のほうにも、少なくとも何回かは行って食事もしたり、そういうこともして、その時にも話もしてきましたし、職員も、その食事をする目的じゃなくっても、そこへ寄って、そういう話も聞いたりしてやっています。

ですから、廣利議員、今、その人的なものとか、経済的な支援以外にたくさんあると思うんだと、そういうふうにおっしゃるんですけれども、じゃあ、どういうことが、本当にできるのか。具体的に、本当に、なかなか、それ以外に、じゃあ、実際の本当に経営者にとって、経営が続けられる支援というのは、なかなか、それは私は、思いつかないと言うんですか、難しいというのが、私は、そうだと思っているので、何かあれば、それは、逆に教えていただければと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) その支援の在り方、ほかの支援がどんなものがあるかということについては、後ほど、ちょっと触れていきますけれども、先ほども、ちょっと、担当課含めて、情報共有、課題の共有ということで、不定期で訪問ということですけど、これは、来られる側からすると、不定期で、いつ来るか分からんのに、情報の共有というのは、なかなかこれは、真面目な話、正確に数字を出してというふうな形には、多分ならないので、要するに、三土中学校跡でやったのが、2か月に1回の経営会議ということなので、ここまではできなくても、年度末に、要するに言ったら、正式な会議は、面談は、年に1回ということなので、そうではなくて、やっぱり、せめて半年に1度、定期的に、やっぱり面談、課題の共有をするということが、担当課できるのではないでしょうか。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) それは、ものの1つの捉え方、考え方によって違うと思いますけれども、私の場合ですと、ある程度、不定期と言いますか、そんなに予約をと言いますか、予定せずに、そこへ急に、パッ、パラッと、まあ、ぶらっと行って、状況を見て、話したほうが、現状、その時の、そこのあたりの現状というのは、よく逆に分かりますし、話も、その中から出てくる話、何をしてくださいじゃないんですけれども、経営状況が、やはり、かなりどうだというのも分かります。

だから、ただ、町内にも、こうして休止になっていく、今、申出で来られている施設だ けじゃなくって、ほか、江川の学校、また、日本語学校、久崎もあります。三河の小学校の もあります。そういうところも、今後、何とか、今の運営を、本当にずっと安定的に続け ていただければいいんですけれども、社会状況なり、いろんな変化の中で、どういう状況 になるかは、それは分かりませんけれども、少なくとも、ある程度の運営については、1 年に1回は、まず、きちっと、そういう報告と、情報の状況共有をしていくということが、 これは非常に大事。そこから生まれてくる懸念事項、問題点というのは、やはり、町とし ても貸し付けているほうとしても、やはり、事業者だけの問題ではなくって、町としての、 やっぱり財産ですから、どういう状況になるかは、しっかりと把握はし、その中で、それ ぞれ、担当課の職員としても、そうした方、経営者、事業者との話をする機会もつくって いくという、こういうことにも心がけていく必要があるというふうに、私も思いますので、 はい、それが、定期なのか不定期なのか、それは別にして、年に、半年にいっぺんと言わ れたら、もう1回、間でして、実際には、それぐらいの回数では、それぞれのところには、 多分、担当者も行っておりますし、私も行っておりますので、そういう情報を、まずは交 換して共有するということ、このことが、まずは最初のスタート、一番大事な取組だと思 います。

〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10 番 (廣利一志君) ぜひ、名前は経営会議という形じゃなくてもいいんですけれども、 しかし、これ大事なことなんですけれども、町が関心を持っているよということは、伝え ていく必要があると。要するに、5年間無償貸付けしたから、勝手にどうぞという形ではなくて、やっぱり、これは魅力の発信を、それぞれがやっていただいていると、拠点施設を守るという活動をされているということで、担当課が、やっぱり、これは、そういう関心を持たない。持っているということは、伝えていくと。

町長は、まあ、そういう形で、何とか面談をという形になりましたので、ぜひ、それは、 実現するような形で、20か所ぐらいありますので、ひとつよろしくお願いを…、いや、順 番に挙げていきましょうか。

それで、支援の在り方ですけども、例えば、虫の恵み社があります。これは、石井保育園を使っているんですけれども、これは、町の支援があるんです。例えば、何を思いつかれるでしょうね。これは、ふるさと納税の返礼品に、ここの虫の恵み社、こおろぎカレーというのが商品がありまして、これ使われているんですね。

いや、でもね、これは大事なことで、それで、例えば、赤竹工房さんというのがあります。これ江川保育園の跡で、バックとか、ちょっと高級な服をつくっておられるんですけれども、ここも、やはり返礼品で使われている。

要するに、ほかのところも、例えば、ゆう・あい・いしいとか、幕山小学校は、何か、そういうふうな形が、返礼品じゃなくてもいいんですけれども、例えば、町のホームページに紹介するのが載っているとか、あるいは広報で、積極的にシリーズで、この魅力をつくる、発信する拠点をシリーズで取り上げることができないかな。

あるいは、やっぱりテレビの取材が一番いいと思うんですけれども、そういう形ができないかな。

要するに、支援の在り方は、まだまだあると思います。

さっきも話したように、町が関心を持ってくれているかどうかというところにおくと、 全然、放ったらかしではありませんよと。関心を持っていますよということが伝わるとい うふうに思いますけれども。

そのほかに、人的な支援はできないとしても、先ほどの面談、情報共有、それから、例えば、日本語学校にどんな支援があるかと。これは、町長もどこかで言われていますけども、空き家を宿舎に紹介していくというふうな形でやっているわけですけれども、これも大事なことで、やっぱり、そういうことを挙げていったら、決して、お金だけではないというふうなところが、ちょっと、あったりします。

そういう形で、支援の在り方はいっぱいあるというふうに思います。

それで、9月の議会で、このJIA社、利神小学校の件で、同僚議員がJIA社に対して支援を要請するという形がありまして、町長の見解を求めたところがあり、その時に、町長は、積極的に町行政としてもサポートしていきますよと。それから、この事業展開についても、この地域課題の解決に向けて、発展的に事業を実施していきたいと、そういう形で、積極的な発言があったわけですけれども、これは、要するに、ほかの無償貸付けのところも、当然、同様ですよね。このお考えについては。そのサポートしていくということについて。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 支援で、今、言われたように、そこで、虫の恵み社のような、ああい う商品をふるさと納税の返礼品に使うとか、赤竹工房のレザーのいろんなものを使うとか、 当然、そんなことは、今やっていますし、ですから、そこの事業、その事業の中で、町にと っても、それだけ、貢献もしていただく、だから、その中で、事業者にも、そういう面での貢献をしていただきながら支援の形になっていくという、そういうものを活用してですよ。だから、JIA の今後の取組というのは、今、今回の議会の中でも、いろいろと質問にも出ました山、山林の今後の荒廃している、そういう山のこれから施業、管理を進めていく上で、1つの問題の解決するための、解決策の1つになっていくと、それは、早生樹を切った後、伐採した後に植えて、50年、60年かからずに10年、20年で、また、施業を展開をして、それが、地域の1つの産業にもなり、また、山林の整備、管理にもつながっていくと。

だから、お互いに、ちゃんと地域にも、町にも貢献をしていただきながら、そのことが、企業としての活動にもプラスになっていく。それは、お互いの協力関係ですよね。これは、やっぱり、必要だと思います。全く、その内容によっては、自分の企業だけで、地域とは関係ないんだというような、そういう事業の展開もされる方もあるかもしれませんけどね、基本的には、今、町が、そうした学校跡地等について、そうした貸付けをしていく審査をする上で、その審査項目の中での1つの要素と、必要な条件としては、地域にも貢献もしていただくことを、そのことが、やっぱり1つの大きなポイントになってくるわけです。なっているわけですからね。

だから、それは、ほかの企業においても、内容は違いますよ。そこそこの展開をされる 事業の中身で判断をしていかなきゃいかんわけですけどね。はい。

〔廣利君 举手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) どの施設も、財政的な支援を求めている。町に求めているわけでは ありませんでしたし、そういう声は聞きませんでした。

しかしながら、支援ということについて、要するに、先ほどの不定期で担当課を含めて 来られることについては、やっぱり、認識の相違があります。

町長、言われるように、フラッと行ったほうが、本音が聞けたり、実際のところが見えたりしていいというところもありますけれども、実は、今、休業を発表されたところについては、やっぱり、そんな町長の見解とは違う見解でした。

ですから、不定期、2か月に1度は無理ですけども、そういう形で、ぜひ検討もしていただくということなので、そういう形の支援を、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

笹ヶ丘のことについて、ちょっと、触れさせていただきます。

笹ヶ丘荘のことについて、長年、議会でも問題になっております。私は、大事な拠点施 設というふうな考え方です。

令和4年度の事業収入が5,776万円と、コロナの影響もあります。回復途上ですけれども、一般会計からの繰入れが、令和4年度4,570万円という形です。本当に、支配人をはじめ、御苦労されているというふうに思います。

で、その体制が変わるというところで、私は、営業スタッフ、支配人の片腕のような形が必要だというふうに質問したんですけども、なかなか、ちょっと、それは難しいという話なんですけれども、で、いつも問題になるのは、その抜本的な改修というところに、結局行き着くんですけれども、建物が建って 50 年、確か 50 年だというふうに思うんですけど、50 年ぐらいだと思うんですけれども、抜本的な改修というふうなところについては、町長、そろそろ決断必要なのではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 当然、あの施設も耐用年数というのがございます。

ただ、笹ヶ丘荘は、以前、50年ですか、最初の建物がつくられて、その後、大規模な改修工事がされて、今の形になっております。それからでも、もう30年近くになるのかなというふうに思います。

当然、施設というのは、改修も重ねていかないと、特に設備面で老朽化が進んで、こういう運営をしていく上で、施設として使えなくなってしまいますので、その中で、今、私も、そういう言葉を使いました。抜本的な、そういう改修というのも検討しなければならない時期だろうと。というのは、施設の耐用年数とともに、あの施設を運営していく上で、これは、経営面、運営面でも収容人員の問題。どうしても、施設が、もともと収容人員が少ないですから、なかなか、運営、黒字化して、一生懸命、現場、支配人なり、職員が頑張っても、効率的に、それだけの収益が見込めないという点もあります。

ですから、それを、じゃあ、今の時代の中で、あれを増築して、もっと主力事業を増やしていくのがいいのか、ただ、建物も、以前の建物ですから、ホテル形式と言いながら、中に入っていただくと、泊まっていただくと分かるんですけれども、昔の和室が中心です。 洋室が1室かありますけれどもね、まあまあ、そういうところも、今の時代に合わせていく必要があるのかというようなところもあるんですね。

だから、そうは言っても、その計画を考えて、今から考えておかないと、すぐには間に合いません。何か事業を行うにも、財政の面もありますし、計画をして、それを、ちゃんと、実施計画に持って行くまでには、いろいろな面から、先ほど言ったような検討が必要になりますので、少なくても、担当課においては、そういう時期が来ているということの中で、じゃあ、将来的に、どういうふうな、この笹ヶ丘荘を位置づけをしていくのか、そして、それには、どういうふうな改修なり、今後の工事、建物の、そうした事業を行っていく必要があるかとか、そういうことは、検討していく必要があると思いますけれども、今、ほんなら、じゃあ、来年度に、そういう予算を上げますとか、そういう時までにはいかないということで、相当な、やり方によりますけど、やはり、大きな事業費が必要だということにもなりますし、特に、笹ヶ丘荘の場合は、あの建物だけじゃなくって、研修センターとして、木造の2棟あります。そこを、かなり改修、今までして、そこで、スポーツの合宿なんかで、子供たちが集団で使っていただく、そういう形でも、あそこは一体的に利用をしているわけです。

だから、一方、改修工事の中で、木造なので、これまでにも、ちょっと、設計上、木が腐ったり、そういう雨漏りをしたところは直しましたけれども、そのへんも、一体的に、やっぱり手を入れていかないといかん施設になっておりますので、相当、大きな事業になります。

そういう面で、笹ヶ丘荘の今後の在り方について、これは1つの町が抱えて、持っている1つの大きな課題だということは、担当課も含めて、私たちも、きっちりと認識をしているところです。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 私は、やっぱり、そろそろ、そういう時期なのではないかなという ふうに思うんですけれども、これは、やっぱり、町民の皆さんの理解も得られないといけ ませんし、当然、議会の承認も必要なのですけれども、明るい兆しを、支配人以下取り組んで、明るい兆しが見えてきていると、サッカー合宿に、長年取り組まれて、同じチーム の皆さんが、ずっと来られていると、そういうこと、さらに、波及効果と、あるいは、サッカーにとどまらず、例えば、小学校、中学校にとどまらず、大学生が来始めたとか、ある いは、サッカー合宿は、やっぱり、時期が同じになりますので、別の時期の明るい兆し、あるいは、佐用町だけではなくて、隣接地への営業と、そのあたりを、ちょっと、住民の人がなるほど、いろいろ頑張っているなというふうなところ、あるいは、明るい兆しが少し見えているなというふうなことがあれば、よろしくお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(小林裕和君) 諏訪商工観光課長。

商工観光課長(諏訪 弘君) お答えします。

夏休み、特に、先ほど言われましたように、サッカー合宿という形で、小学生、中学生、それから、高校生ご利用していただいております。長年、神戸のほうのチームが中心となって、いろいろ声をかけていただきまして、そのチームを中心に、ほかのチームにも声をかけていただいております。特に、そういった方は、引き続き、来年度以降も継続していただくように、当然、お願いするんですけれども、そこから、今現在ですけども、当然、夏休みの前半からお盆過ぎぐらいは、そういった、小中高の合宿が、ほとんど入ってきます。それ以外の期間が、少し、空いている期間がございます。そういったところに、大学生は夏休み期間等も長いということでございますので、そういったところも、声を、今、かけてしておりまして、この間も京都の大学生のチームが合宿に参加もしていただいております。

また、上郡のほう、チラシ等も配布をしましたですけども、そういった形の法事であったり、お祝い関係、そういったお客さんも、少しずつ増えておりますので、特に、この 12 月につきましては、土日、金曜日含めまして、たくさんの予約が入っているということで、コロナから明けて、少しずつ、そういった宴会等も含めて、お客さんが増えているような状況でございます。以上でございます。

〔廣利君 举手〕

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) 上郡には宿泊する場所がないそうです。

そういう上郡のほうから、笹ヶ丘を指名して使うという形が増えて来つつあるそうです。 町民の皆さん。

ぜひ、声かけをしていただきたいなというふうに思います。

最後に、三河小学校と海内小学校跡、これは、新たに、まだ、1年、確かたっていないと 思いますけれども、地元の住民の皆さんが、学校跡地を使うという形、まあ、言ってみれ ば、幕山でやっているのと似ているんですけれども、ここについては、例えば、週末を中 心に、すごく活発に音楽イベント、生バンドの演奏だとか、講演会だとか、映画会。三河 小学校では、確か、毎週土曜日映画会の開催。それ以外にも、もう本当に、様々な行事を 組まれてやっておられますけれども、まだ、住民の方が立ち上がったばっかりの組織でや っておられますので、ちょっと、こんなことで困っているというふうなことがあれば、ぜ ひ、ちょっと、手を差し伸べてほしいなというふうなところがあるんですけれども、いか がですか。そのあたりは。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長 (庵逧典章君) 廣利議員、最初に利神小学校と言われたんですけれども、どこどこですか。

10番(廣利一志君) あっ、すみません。海内…

町長(庵逧典章君) 海内、

10番 (廣利一志君) と三河、

町長(庵逧典章君) 三河…。

まあ、海内のほうは、そうして、あそこで、こんにゃくの製造なんかの、それがもうできないということで、地域の方々で使おうと、若い人たちが一生懸命、海内ピクニックとか、そういうことも集まってやってくれているので、それは、それで、できるだけ有効に使ってもらったらいいじゃないかということで、私のほうは、話は許可はしておりますし、また、三河小学校については、これは、ああして、今、先ほど、答弁もさせていただいたように、新庄先生が中心となって、今、いろんな活動をしていただいておりますので、私も開会式には、開所式といいますか、行かせていただきましたけれども、非常に施設が、やはり小学校という、建物が大きいので、やっぱり、これを管理するに当たって、新庄先生も奥さんも一緒にされていますけれども、その時も、もう奥さん来られなかったというのは、もうくたびれてしまって、本当に、そういう体を壊されたら困る、こちらが心配するような状況なんですけども、まだ、具体的に、じゃあ、町のほうへ、また、支所のほうる、何か困っているからとか、こういうことが相談があるとかというようなものはありませんし、自分たちで、こういうことをするんだと、頑張るんだという思いでやっていただいておるので、それは、それで、私たちは期待もし、応援もしたいというふうに思っております。

[廣利君 挙手]

議長(小林裕和君) 廣利議員。

10番(廣利一志君) ぜひ、応援のほう、支援のほう、お願いしたいし、情報発信というところで、ぜひ、例えば、取材対象として、このあたり、2つだけではないんですけど、ぜひ町外に発信していくと、あるいは、マスコミにつないでいくというふうな形での支援というのがあるというふうに思いますので、ちょっと、そのあたりを、最後、お願いしてなんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) まあ、お願ということですから、聞いておきます。はい。

10番(廣利一志君) よろしくお願いします。 以上で終わります。

議長(小林裕和君) 廣利一志議員の発言は終わりました。 お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後 4時といたします。

午後03時44分 休憩

午後04時00分 再開

議長(小林裕和君) 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

9番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

[9番 千種和英君 登壇]

9番(千種和英君) 9番議席、千種和英です。

本日は、通告に基づき、1件の質問をさせていただきます。

南光スポーツ公園のさらなる有効活用を。

南光スポーツ公園、若あゆランドは本格的な野球場やテニスコートを有しナイター設備の整った町内スポーツ施設の中でも屋外施設としては随一です。

その施設を活用して、さらなるスポーツを通した地域振興、町民の健康増進、観光産業の振興、住民意識の向上は図るべきだと考えます。

現在の施設を活用するとともに、町民利用者はもちろんのこと、町外利用者のニーズに合ったスポーツ施設として再整備に取り組み、町外利用者、関係人口増加を目指した取組は考えられないでしょうか。

公園内にある福祉施設と連携した町内福祉ゾーンと位置づけた活用・整備は考えられないでしょうか。

以下の点について、町長の見解を伺います。

まず、1点目、令和4年度の利用状況・利用者数・稼働率は。

- 2点目、令和4年度の管理費・利用料収入は。
- 3点目、町内利用者と町外利用者との比率は。
- 4点目、利用料金が格安に設定されているが、適切であると考えますか。
- 5点目、空き情報検索や利用申込みを IT 化できないか。

6点目、この公園の施設管理・運営の所管はどちらですか。

7点目、町HP内の紹介ページをもう少し魅力的にすべきではないか。また、ほかの方法での情報発信はできないのか。

- 8点目、総合運動公園、他競技や室内ジム等の拡張はできないのか。
- 9点目、温浴施設や宿泊施設の整備はできないか。また、既存施設、笹ヶ丘荘との連携、 スポーツ合宿等の連携は取れているのか。
- 10点目、総合的エリアと位置づけた上で、ひまわり祭り会場としての再整備も考えられないか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(小林裕和君) はい、庵逧町長、答弁お願いします。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、一般質問、最後の千種議員からのご質問にお答えをさせ ていただきます。

南光スポーツ公園のさらなる有効活用についてのご質問でありますが、南光スポーツ公園は、生きがいドーム、第1グラウンド、これは野球場ですね、多目的使用の第2グラウンドと、また、テニスコート数面を設置しております。

町民の体力向上やスポーツ振興、高齢者の健康づくりにも大いに利用し、役立っている と認識をいたしております。

ひまわり祭りはもちろんのこと、最近では、いなちくロングライド、防災訓練の会場などにも、幅広い利用を行っております。

ご存じのとおり昨年は、照明を LED 化し、脱炭素の面からも評価をいただいているところであります。

では、1点目のご質問の令和4年度の利用状況・利用者数・稼働率について、まず、お答えをさせていただきます。

第1グラウンドの利用状況は、利用回数が283件、利用者数6,442人で、稼働率は77.5% でございます。

また、第2グラウンドは、利用回数 117 件、利用者数 6,495 人で、稼働率は 32.1% となっております。

続いて、テニスコートは、利用回数 604 件、利用者数 3,926 人で、稼働率は 41.4% であります。

生きがいドームは、利用回数が 242 件、利用者数 6,991 人、稼働率は 66.3%となっております。

2点目のご質問の令和4年度の管理費・利用料収入について、お答えをさせていただきます。

令和4年度の南光スポーツ公園の管理運営費用は、約814万円でございます。主なものといたしましては、報酬やシルバー人材センターへの草刈り業務委託など人件費が約342万円、電気、水道料など光熱水費が約345万円余りとなっております。

続いて、利用料収入は、107 万 8,650 円でございます。内訳といたしまして、第 1 グラウンドが 51 万 4,550 円、第 2 グラウンドが 1 万 4,250 円、テニスコートが 54 万 9,850 円となっております。

また、生きがいドームの管理運営費用は、約 409 万 6,000 円でございます。主なものといたしましては、光熱費約 225 万 3,000 円、修繕料 142 万 5,000 円となっておりまして、

利用料収入は40万2,500円でございます。

続いて、3点目のご質問の町内利用者と町外利用者との比率でありますが、第1グラウンドは、町内利用者 94.7%、町外が 5.3%であり、第2グラウンドは、町内が 86.1%、町外 13.9%の内訳でございます。また、テニスコートは、町内 88.6%、町外 11.4%、生きがいドームは、町内 98.8%、町外 1.2%の内訳となっております。

続いて、4点目のご質問の利用料金が格安に設定されているが適切であるかどうかというご質問でありますが、現在の使用料金は、平成20年度に町内の公の施設の使用料金を格差是正により変更したものであり、近隣の市町とも余り格差はないように設定しております。また、使用料は使う目的、使う団体、児童生徒などによって軽減措置を取って対応させていただいておりまして、町内のほとんどの団体において軽減を行っておりますが、これについては、当然、今後とも継続をさせていただきたいと思います。

次に、5点目のご質問の空き情報検索や利用申し込みを 1T 化できないかということについてでございますが、簡易にプログラムを作成できるソフトを活用することで、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて施設の予約や申し込みを行うことが可能でございます。

既に、一部の課では試験運用中のソフトを活用して、実際にオンラインでの申請やアンケート調査なども行っており、今後このようなソフトを活用しながら、手続きのデジタル化も進めていく必要があるというふうに考えております。

続いて、6点目のご質問の施設管理・運営の所管がどこかという質問でありますが、現在は、南光支所が施設管理・運営の所管をしております。

続いて、7点目のご質問でございますが、町ホームページ内の紹介ページをもう少し魅力的にすべきではないか。他の方法での情報発信はできないのか。というご質問についてでございますが、現在、ホームページでは、内容に変更等がございましたら更新をかけている状況であります。公園を実際に利用されている方による情報を佐用チャンネルや公式LINE、インスタグラム、また、YouTube などで流すなどの情報発信を取り入れていくことも可能であるというふうに思います。

続いて、8点目のご質問の総合運動公園、ほかの球技や新たな室内ジム等、そういうものを整備して拡張できないのかというご質問でございますが、現在、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、屋内ドーム、ウオーキング、ジョギングコースなど幅広いスポーツが楽しめる施設が充実しているというふうに認識をいたしておりまして、町内には体育館、屋内プール、剣道場、柔道場といった施設も備わっており、町民の健康増進と交流促進には十分、これは寄与しているものというふうに考えておりまして、新たに、そうした、今、施設の拡張といいますか、施設を増やしていくということの考えはございません。

9点目の温浴施設や宿泊施設の整備はできないか。また、既存施設との、既存施設というのは、笹ケ丘荘との連携は取れているのかについてでございますが、南光スポーツ公園内での温浴施設や宿泊施設の整備については、運営面や経営面で、これはなかなか難しいと、厳しいということが想定されますので、そうした整備については、今、考えてはおりません。

温浴施設や宿泊施設を整備することで、スポーツを楽しんだ後のリフレッシュ効果や宿泊による利用率の向上も見込まれるとは思いますが、町内には笹ヶ丘荘があり、温浴・宿泊施設としては補完されているというふうに認識をしているところでございます。

当施設を利用して笹ヶ丘荘での合宿は、以前はございましたが、ここ数年は、そうした利用は見当たりません。休み期間中や土・日については、予約がかなり入っておりますが、笹ヶ丘荘と連携を取りながら合宿の誘致ができるように、これも、そういう調整も当然していきたいというふうに思います。

また、ホタルドームや上月グラウンドについては、バスケットボールやサッカー、また、マーチングバンドなどの利用者が、笹ヶ丘荘で合宿をしていただいておりますので、今後も各施設と連携を図って合宿などの誘致にも取り組んでまいりたいと思います。

続いて、10点目の質問の総合的エリアと位置づけた上でのひまわり祭り会場としての再整備は考えられないかということでございますが、現状といたしましては、現施設及び周辺の施設を有効活用して、ひまわり祭り会場として第2グラウンドや南光保育園などを来場者駐車場として、ひまわりドームをイベントや休憩・飲食スペースとして開催をしていきたいというふうに考えております。

ひまわり畑までの導線では、高齢者の方やベビーカー、また、ペットのカートなど必要な方には階段を登っていただくなど、若干、ご不便をおかけしているところもあるわけでありますが、少し遠回りになりますけれども、ドーム裏側からの通路を、また、ご利用をいただければと思います。

今年から、暑さ対策のため、テント村、これドームで開催をいたしておりますが、より 快適に、また、休憩や食事をしていただくための暑さ対策は1つの今後の検討課題ではあ ろうかと思います。

また、ひまわり畑への導線については、野球場やテニスコートなどで、これらの既存施設の有効活用によってひまわり会場の充実が図れるよう、当然、いろいろと検討もしていきたいというふうに考えております。

以上で、まず、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[千種君 举手]

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) 今回の質問では、南光スポーツ公園のさらなる有効活用、これを考えながら、スポーツの力というのを再認識し、地域の再生につなげたいという思いがあります。

スポーツに直接取り組むこと、スポーツ公園を有効活用するということは、競技者の育成、練習等に限らず、町民の健康増進、高齢者の健康維持、また、町外利用者の誘致による経済効果、また、それに伴う観光産業的な経済効果につながると考えております。

また、ちょっと、違った面としては、今年の皆さんご存じのような、阪神タイガース、オリックスバッファローズの優勝ですとか、サッカーやラグビー、ワールドカップ、オリンピック等に見られるように、スポーツを応援する地元出身の選手等を応援することによって、郷土愛や地域住民が誇りをもって活力が生まれるという非常に大きな効果があると、僕は考えております。

そういった応援する環境というのは、現実に、あのグラウンドを使った選手が、今、全国的に活躍されているという面もありますので、そういった応援にも活用できるのではないかということで、今回の有効活用ということを質問させていただいております。

先ほど、答弁がありました最初のほうにありました稼働率なんですけども、私、ちょっと、想定していたより、稼働率は高いのかなというふうに思っております。

再質問で準備していたのは、稼働率を上げるにはどうしましょうということだったんですが、実は、これだけ高いということになりますと、グラウンドで言いますと、77.5%、約8割年間通して使われているということでしたら、これっていうのは、土日は使われる、平日は使われないということで、これ以上、ほかのところも含めて稼働率を上げる、これで、まだ、隙間のところで利用を上げるというのは可能なのか。これで、大体もう、年間

を通して予約というのは、いっぱいいっぱいというのか、どんな感じで捉えられていますかね。

[南光支所長 举手]

議長(小林裕和君) はい、安東南光支所長。

南光支所長(安東さゆり君) お答えします。

今現在、少年野球チームの硬式の野球チームが主に使っているわけです。土日の練習とか、あとナイターで、町内の野球チームのナイターとかがほとんどありまして、そうですね、平日は、大体ナイターとかが使用が多くて、土日は昼間に使われていることが多いです。

ちょっと、稼働率を上げるということは、今の状態で、また、グラウンドの整備の期間 とかも必要になりますので、今のところ、この状態で考えております。

〔千種君 挙手〕

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) そうですね、77.5%、約8割が使われているということで、これを 100に近づけるというのは、ちょっと、難しいのかなというのは、認識をさせていただき ました。

そんな中で、テニスコートは 41.4%ということで、あんなきっちりとしたテニスコートがあるんですが、先ほど、ホームページで情報発信のことも言いましたが、その中の利用の申込みを見てみますと、2日前までに申し込んでください。特に、野球等々ですと、事前に予約をしておいて、人が集まるということなんでしょうけれども、テニスなんていうのは、その地元の方が使われようとすると、2日前までに予約、これ南光支所のほうでされるというのは、急に、じゃあ、今日、明日、使いたいよというときには、使えないという状態なんですかね。

[南光支所長 举手]

議長(小林裕和君) はい、安東南光支所長。

南光支所長(安東さゆり君) 今現在は、テニスコートを、今日、使いたいという方が来られ た時も、できる限り使っていただくように配慮しております。

〔千種君 挙手〕

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) そうですね、競技の種類としては、そういった形で対応していただ けるということでしたら、住民の方も使いやすいのかなって思います。

先ほど、聞きましたら、やっぱり町内の方が 88.6%、約9割の方が地元の方が、町内の 方が使われているということですので、あまり早くから予約じゃなしに、1日、2日前に していただけるというのは、歓迎すべきことかと思います。

そんな中で、僕、地元の若い青年たちと、いろいろと話してみますと、やっぱり最近、 筋トレブームということで、ジムがないのかなという話をよくされます。

実は、僕もこんなんですけれども、ちょっと、ジムも通ったりしているんですけれども、 当然、町内にはございませんので、ちょっと、遠方まで通ってはおるんですけれども、そんな中で、ジムという形になると、先ほど、町長の答弁の中でありましたのは、上月ドームにもあるんでしたっけ。あと三日月の支所にもジム的な、あのマシーンが置いてあるんですけれども、三日月支所の健康器具というのは、どれぐらい利用者がいらっしゃるのかっていうのは、よろしいですかね。

[三日月支所長 挙手]

議長(小林裕和君) 横本三日月支所長。

三日月支所長(横本宗治君) お答えさせていただきます。

三日月支所内の1階にトレーニングコーナーというコーナーがございまして、その中に、 ランニングタイプのマシーンが2台、それから、自転車タイプのマシーンが4台ございま す。

それの令和4年度の利用者数についてですが、延べで 590 人でご利用いただいております。

稼働率は67.5%でございます。

以上です。

〔千種君 挙手〕

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) 僕も三日月支所へ行った時には、ちょっと、見せていただくんですけれども、利用されている方が、割と高齢、年配の方の体力づくりが多いのかなと、僕のほうは認識しているんですけれども、若者が使われているのか、高齢者が中心なのか、教えていただきたいんですけれども。

[三日月支所長 挙手]

議長(小林裕和君) 横本三日月支所長。

三日月支所長(横本宗治君) はい、お答えいたします。

高校生以上ですので、誰でも可能なんですが、私の認識する限り、ある程度、高齢の方のほうが多いように感じられます。以上です。

[千種君 举手]

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) 先ほど、町長の答弁の中で、温浴施設、僕の中では浴室ですとか、サ

ウナ、当然、スポーツをされた後のリラクゼーションという形で提案をしておるんですけれども、当然、財政面とか運営、僕も普段から、やっぱり、その収益、収益と言っている立場からすると、なかなか難しいというのは、理解はしておるんです。

また、近隣市町にあります温浴施設等々、次々、今、閉鎖をしているという状況で、じゃあ、これを本当に、投資をしてもいいんだろうかと思いながらもしておるんですけれども、ただ、この施設を使うためだけの温浴施設じゃなしに、やっぱり、施設の横には社会福祉協議会等々の、あの福祉施設もございます。そういった福祉的な複合的な観点から運営ができないのかなというふうな形で、今回、提案という形で、質問の中に入れさせていただいております。

また、総合的な再整備等々も、当然、大きな予算等が必要となりますので、手法としては、これも普段から提案をしています民間企業さん等々の連携が考えられないのかなというふうに思っています。

また、先ほど、連携という話の中で、笹ヶ丘荘を事例に出させていただいたんですが、このスポーツ施設とは、ちょっと、離れるんですけれども、笹ヶ丘荘の問題も、以前から何度か取り上げさせていただいております。支配人と話をさせていただいても、実は、経営的に言うと、損益分岐点を考えると今の倍の売上げを上げても、黒字化、収益は上がらないという話も聞いております。

今の笹ヶ丘荘をいくら集客しようとしても、収益が上がらないということであれば、先ほど、ほかの議員、同僚議員の質問の中にもありましたけれども、笹ヶ丘荘の今後を考えた、そういったことも含めた上で、こちらのスポーツ施設と、笹ヶ丘荘、また、笹ヶ丘荘を抜本的に改革するような施設として、少し大きな目で見た、中長期的に見た温浴施設、宿泊施設と考えられるんですけれども、そのへん、先ほど、答弁いただいたんですけれども、考えられないかというような質問、もう一度させてください。

〔町長 挙手〕

議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 笹ヶ丘荘も、先ほど言いました、いろんな、そうした課題を、規模の 問題とか、場所の問題とか、そういう問題もあります。

ただ、南光スポーツ公園、これ、スポーツ公園ですけれども、そこには、今、社協がああ して高齢者の福祉施設で運営をしております。

あの地域、私は、1つのスポーツと、また、健康福祉ゾーン、そういうことで、保育園もありますし、いろんな多目的に、町民の健康づくりにも使っていただける施設だと、そういうことで、今後も整備も、ちゃんと維持管理はしていきたいというふうに考えておりますが、そうした温浴施設でありますとか、宿泊施設、やっぱり、どこにつくっても、民間の事業者が、今、ああしたジム、ライザップなんかも、都市部には、そこそこに、いろんなところにありますし、ただ、そういう民間ができないというところをやれば、もともと、やっぱり人口の少ない、利用者が少ない中で、経営的に、非常にこれは、難しいと言いますか、内容にもよりますけど、やっぱり、きちっとした指導者も、そこにトレーナーも配置をしたり、また、施設の内容も充実させていくと、さらに、経営的に考えると、また、逆に難しくなることは、これはもう千種議員も十分、ご認識いただいているところだと思います。

やっぱり、ジムとか、若干、三日月支所の中にも健康コーナーという形で、簡単な健康 器具を設置しておりますけれども、これでは、逆に若い人たち、千種議員も含めて、なか なか満足していただけない。筋トレとか、そういう、本当に、いろんな、やっぱり体力、トレーニングをしようとすると、これはもう難しいと思うんですけれども、なかなか、じゃあ、以前に三日月のけんこうの里に、たくさんの健康器具設置されましたけれども、やっぱり、早々にトレーナーも廃止し、また、利用する人も、自分で自主的にと言っても、なかなか難しいといいますか、利用するのに危険な面もありますし、利用者も少ない。そういう中で、廃止をせざるを得ないという形にもなったわけです。

ですから、どうしてもほかの施設も含めてですけれども、佐用町の中で、いろんなものがあれば、利用していただく方には、非常に喜んでもらえるし、希望も要望もあると思うんですけれども、やはり、その利用者数の絶対的なものから見ると、そうした施設を、そこに設置していくというのは、これは全体の町民の皆さんから見て、使わない人から見れば、特に大きな、さらに大きな今の赤字といいますか、一般会計から財源を投入していかないと運営できないということになることは、もう、ほとんど目に見えていますから、何度も言いますけれども、民間の事業者が、そういうものを設置していただけるという、そういう状況であれば、当然、そこをお貸しして、そこに民間の経営でやっていただける、こういうことについての施設の充実ということは、これは、当然あれば必要で、考えていきたいとは思いますけれども、町営として、町が独自に、そういうものを、これから整備していくということ、これは、なかなか難しいといいますか困難、今の時代、特にこれからの時代考えた時に、難しいのではないかなというふうに思うわけです。

支所長、こんな答弁でよろしいか。

はい、そういう答弁にさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) すみません。

いつもの僕の質問と町長の立場逆みたいな感じなんですけれども、いつもは僕は、収益性とかということを、ずっと言っているんですけれども、そんな中で、あえて、僕、今回させていただいているのが、当然、それを考える、普通には当然、コストのかかることなんですけれども、ですからこそ、やはり総合的に考えられないのかな。

町長の答弁の中であったように、やはり、あの一帯を健康増進であったり、福祉のゾーンとして考える。そして、期間は短いんですけれども、やっぱり佐用町を代表する観光、集客のあるひまわりに関しても、先ほど、暑さ対策等々で検討が必要ということを、総合的に考えて、何か、再整備ができないかなという形で、お話をさせていただいております。

そんな中で、先ほどから言われたように、当然、投資であったり、その後の維持管理コストとして、なかなか難しいという、今、お考えなんですけれども、町長の答弁の、冒頭にもありました、先日、開催されました、いなちくロングライドですね、佐用町を代表する、これも集客イベントになっているのかなというふうに思っております。

先日も、西播磨県民局の主催で、サイクルツーリズムのつどいというのが開催されました。それにも参加させていただいたんですが、やはり最近は、自転車で地域を訪れられるという方が、非常に多ございます。先日のツーリズムの集いでも、いろんな取組、宍栗市の取組であったり、鳥取県の取組も紹介されました。佐用町のいなちくに関しても、その取組を発表させていただきましたところ、非常に興味を持っていただきました。

ただ、しかし、残念なことに、なかなかサイクリングで来られる方は、経済効果というと、お金が落ちないというのが現状ではあるんですが、そういった中で、どうしていこう

かというのが、この間の集いの中で、話をされました。

宍粟市さんは、ほかの観光資源、奥には音水湖、山登りもハイキングもできます。それ と、サイクリングを合体させて、東京のアウトドア会社さんと連携協定を結ばれて、そう いったマップだとか、集客の取組をされておりました。

鳥取県におきましては、海沿いの国道を、ずっと僕もよく行くところなんですけれども、 町長も魚釣りで行かれたことありますかね、近年は、道路にずっと青色のサイクリングコースというのを、道路標識をペイントをされております。そういった形で、広域的にお客さんに来ていただいて、地域振興が図れないのか。その中には、コースの設定であったり、 先ほど言いました道路の標識、また、鳥取道というのがありますので、そういった形での 集客であったり、今、はやっていますのは、やっぱり自転車で列車に乗って、智頭鉄道で あったり、姫新線を使ってお客さんを呼び込もうというような形で、皆さん、取組をされております。

こういった周辺の地域が、やっぱり積極的にされています。佐用町もいなちくロングライドとして、積極的に取組をしております。

今回すべきことは、こういった連携をすべきなのかな、そういった中で、今回、いなちくロングライドは、スポーツ公園を発着場としたんですけども、そういったことも、何とか、一緒に連携して取り組みながら、自転車の発着ぐらいでしたら、あんまりコストもかからない。でも、そういった形で、サイクルツーリストの人たちが佐用町を聖地として来てもらう、それぐらいのことから、まず始められるというのは、町長、どんな感じでしょうか。

議長(小林裕和君) 誰が答弁されます。

〔副町長 挙手〕

議長(小林裕和君) はい、江見副町長。

副町長(江見秀樹君) ちょっと、多岐に質問が渡っているので、あれなんですけれども、 おっしゃるとおり、今回、いなちくが、昨年は雨で、残念ながら代替イベントの開催とい う形になったんですけれども、今年、いなちくを開催という形になりました。

近隣市町との連携というお話もございましたが、まさに、これいなちくが、既に、宍栗市さん、そして、西栗倉村さんとも連携して、当初から、これ開催をしているわけです。 ですので、あと広域のサイクルマップなんかも、これからも多分、検討されていくんだろうと思います。

サイクルトレインのお話もございました。智頭急で試行的にやられたこともお聞きしておりますが、智頭急行の普通列車は、おそらく通常実施できるんだろうと思いますけれども、なかなか姫新線のほうでは、時間帯によっては、自転車を持ち込むということ自体が、非常に難しい。あと、駅の構造上も難しいところもあるということで、いろんなことは考えられるんですけれども、現実的に考えて可能なことは、これからもやってまいりたいと思います。

そのスポーツ公園をサイクリングの、そういう出発地にするというのが、具体的に、ちょっと、どういうイメージをされているのか分かりませんが、いきなり大きなことをするんじゃなくても、簡易なことからやっていくということは、これは全然不可能なことではないと思いますので、このあたり、いなちくの実行委員会に民間事業者の方のメンバーも、また、観光協会のメンバーも入っていただいておりますので、こういう方々のアイデアと

いうのは、非常におもしろいアイデアをお持ちの方、たくさんいらっしゃいますから、そういう方の声も聞きながら検討できればと、それは、そのように考えます。

〔千種君 挙手〕

議長(小林裕和君) 千種議員。

9番(千種和英君) 冒頭に申し上げました、やはり、スポーツの力というのは、非常に 大きなものがあります。僕自身、それを再確認しております。

同じことを繰り返しますけれども、競技者の育成に限りません。町民の皆さんの健康増進、高齢者の方々の健康維持、町外利用者の誘致による経済効果、また、それに伴う観光産業的な経済効果を目指すと同時に、やはり、今回の応援、いろんな競技を見ても思います。地域出身の選手を応援するということで、皆さん、やはり郷土愛を持たれる。非常に地域が元気になるというような力がございます。

そういったことを取り組むに当たりまして、この南光スポーツ公園の有効な活用を、さらにお願いする。先ほど、言われましたように、当然、大きな投資であったり、施設をつくるというのは、こんなのは、ここでしゃべったからって、どうこうなることではないんですが、私自身も民間事業者でございます。いろんなネットワークを活用しながら、何か、そういったことが実現できないのかということを、今後も模索しながら提案を続けていきたいと思いますので、さらなるスポーツ公園の有効活用をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長(小林裕和君) 千種和英議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

議長(小林裕和君) 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月13日から14日までは、本会議を休会したいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(小林裕和君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。 次の本会議は、12月15日、金曜日、午前9時30分より再開します。 それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時37分 散会